

第八回 参議院環境特別委員会會議録第三号

昭和六十二年五月二十五日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月二十三日

中野 鉄造君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

原 文兵衛君

森下 泰君

國務大臣
環境庁長官
稲村 利幸君

政府委員
環境庁長官官房
山内 豊徳君

局長
環境庁企画調整
加藤 陸美君

局長
環境庁企画調整
目黒 克己君

局長
環境保健部長
古賀 章介君

局長
環境庁自然保護
長谷川慧重君

局長
環境庁大気保全
渡辺 武君

局長
環境庁水質保全
菊池 守君

局長
環境庁水質保全
田中 康久君

局長
環境庁水質保全
伊東 俊一君

局長
環境庁水質保全
羽毛田信吾君

局長
環境庁水質保全
加藤 三郎君

局長
環境庁水質保全
小宮 宏宣君

局長
環境庁水質保全
高橋 透君

局長
環境庁水質保全
小野登喜雄君

局長
環境庁水質保全
鳥居原正敏君

局長
環境庁水質保全
松倉 浩司君

局長
環境庁水質保全
松倉 浩司君

局長
環境庁水質保全
松倉 浩司君

局長
環境庁水質保全
松倉 浩司君

局長
環境庁水質保全
松倉 浩司君

局長
環境庁水質保全
松倉 浩司君

建設省都市局下
水道部公共下水
道課長
齊藤健次郎君

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件

○公害防止事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(第二五七七号外二件)

○公害指定地域の解除反対等に関する請願(第五四九号外一八件)

○三宅島の自然と環境の保護に関する請願(第七一三六号外一件)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(曾根田郁夫君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十三日、中野鉄造君が委員を辞任され、その補欠として高桑栄松君が選任されました。

○委員長(曾根田郁夫君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○委員長(曾根田郁夫君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に高桑栄松君を指名いたします。

○委員長(曾根田郁夫君) 公害防止事業団法の一部を改正する法律案並びに絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田淵勲二君 私、絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律案につきまして質問をいたしたいと思っております。

我が国は、五十五年にワシントン条約に加入した際におきまして大変な密輸天国と言われ、あるいはまた対日非難決議等々が相次いであったり等いたしましたので、ようやくしてこの法案が提出に相なつたと理解しておるわけでございますが、特に、稲村長官のこの法案の提出に当たつての積極的な姿勢につきましては評価をするわけでござい

ますが、特にお聞きしたいことは、この法案の作成段階におきまして、関係各省庁、特に通産省との折衝が非常に難航した、このように聞いておるわけでありまして、何が問題になつておつたのか、この点につきまして簡単によろしゅうございませぬからひとつ経過をお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(古賀章介君) 一つの法案を作成いたします場合には関係省庁といる協議をいたすことは通常あるわけでございます。殊にワシントン条約につきましては、昭和五十九年の十月からワシントン条約関係省庁連絡会議というのが設けられておりますので、そこでいろいろ討議を重ね

たということでございます。難航したというようなお話でございますけれども、いろいろ意見を出し合い、主張し、また討議を重ねながらその成案を得るに至ったということでございますので、その途中経過につきましていろいろなことがあつたけれども、今国会に御提出しているような法案の内容に落ちついた、こういうことでございます。

○田淵勲二君 おいおい説明をまた求めていきませんが、それでは具体的な内容についてお聞きをしてみたいです。

特にこの法案の対象になる問題でございますが、対象の希少野生動物につきましても「過度の国際取引による絶滅のおそれのある」という限定がついておるわけです。「過度の国際取引」というのは、過去の過度の国際取引なのか、あるいは現在そういう状況なのか、また将来そういうおそれがあるのか、それはどれを対象として「過度の国際取引による」というように限定をされておるのか。また、この「過度の国際取引」でない例えれば日本のトキであるとかあるいは中国のパンダであるとか、そういう取引がないにもかかわらず絶滅に瀕しておる動物もあるわけでございますけれども、何を以て「過度」とされておるのかについてお聞きをいたします。

○政府委員(古賀章介君) 本法案は、これまで国内における取引規制がないために違法に輸入された疑いのある動物が国内で自由に取引されることと問題となつたことから、ワシントン条約のより効果的な実施に資するために定めようとするものでございます。このワシントン条約のいわば実施法であるという趣旨を明確にするために条約の前文にある「過度の国際取引」という文言を引用したのであります。過度の国際取引によらなければ絶滅のおそれがある対象にならないという趣旨では全くないのではありません。要するに「過度の国際取引による絶滅のおそれ」というのは、現に生じている場合のみならず、過去において生じた場合でありますとか、将来において生ず

る場合もすべて含まれると解しております。今生のお示しになりましたトキ、パンダにつきましても、これはワシントン条約の附属書Iに記載されている種でございますので、当然本法の対象になるということでございます。

○田淵勲二君 そういたしますと、条約の前文にあるからこうした文言が入つたということになるかと思ふんですが、これは条約の前文の解釈になるんですが、通産省の公報の六十年九月三十日付の日本語の訳文によりまして「野生動物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護するために」という訳文になっておるわけですね。この訳文の意味というのは、今局長が説明しようなことでなくて、さまたげな原因によつて絶滅のおそれのある、あるいは将来予想される、野生動物をこういう国際取引などによつて絶滅に追いやることのないようにという条約の意図があるかと私は理解するわけでありまして、その条約の意図を、いかにも国際取引で絶滅になりつつあるんだ、また今後その取引によつて絶滅に至るといふような意味にすりかえておられるような感じがするわけなんです。したがつて、何も過度の取引云々というようなことを言わずに、素直にワシントン条約どおり「絶滅のおそれのある野生動物」、こういうようにいさつと変えられた方が極めてわかりやすいと私は思ふんでありますけれども、その点いかがでございますか。

○政府委員(古賀章介君) ワシントン条約は、先ず御指摘のとおり、過度に国際取引に利用されることによつて野生動物が絶滅の危機に迫りやられる、それを防ぐというのが条約の趣旨でございます。今度お出ししております法案の「趣旨」の中に「過度の国際取引」ということが書いてございますけれども、それは、繰り返すようになりませんが、条約の趣旨を体して、それに基づいて国内法であるという趣旨を明らかにするためにそれを引用したということでございます。そのことは、この条約の中に附属書Iの定義がございましてそれ

も、そこには「絶滅のおそれのある種であつて取引による影響を受けており又は受けることのあるもの」といふふうな定義はしてあります。それから附属書IIは「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないようにするためにその種の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となつておる種」、こういうことでございます。したがつて、現にその絶滅のおそれのあるもの、それが、それから将来絶滅のおそれのあるもの、こういうことが附属書IないしIIというものの定義にあるわけでございます。この規制対象種というのは政令で決めるわけでございますけれども、この条約の趣旨に従ひまして附属書Iを中心に決め、こういうことになるとはならないのかというふうなことを考へております。

○田淵勲二君 先に進みますが、そうしますと、政令の定め方でございすけれども、これは附属書Iでありますね。IIとIIIについてはどういふふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(古賀章介君) 今申し上げましたように、ワシントン条約は附属書Iに掲げる野生動物物、これは約五百品目でございますけれども、これについて商業取引を禁止いたしました。附属書II及びIIIに掲げる種については一定の条件のもとで商業取引を認めておるわけでございます。具体的に申し上げますと、輸出の輸出許可書があれば取引は自由であるということになっております。今回の法案で希少野生動物として定めて規制対象とすることになりますと、原則として国内の流通が禁止されるということになるわけでありまして、したがつて、こういうことからは考えます。ワシントン条約の趣旨から見れば附属書Iに含まれる種を中心に規制対象とするのが妥当であるというところでございます。

しかし、附属書II、これは約二百五十品目でございますが、それと附属書IIIは約二百品目でございますが、これに含まれる種でありまして、原産国のすべてがその輸出を禁止しているなど、これと同視すべきものは規制対象とするのが適当であるというところでございます。すなわち、附属書II、IIIにつきましては原則として商業取引が認められているわけでありまして、そのすべてを本法の規制対象とすることは適当でないというふうなことを考へております。

○田淵勲二君 それに関連をして、かなり留保の品目が、十四品目ですかありますけれども、これは私の調べた範囲では、各国に比較して非常にこの十四品目という数が多いわけですね。したがつて、この法案で一つの欠陥だと思はれる点がこの点でありまして、非常に多く留保品目でこれを除外するということに私はこの法案の一つの問題があると思ふんであります。その関連を明らかにするためにお聞きをしますけれども、締約国が九十五あるんですが、留保している国、品目数別にこの国がわかればひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(古賀章介君) 我が国は昭和五十五年にこのワシントン条約に加入しておりますけれども、そのときすなわちワシントン条約加入時に、経済的社会的理由からジャコウ、ナガスクジラ、ウミガメ類、イリエワニ、オオトカゲ類の計九品目を留保いたしました。その後、附属書の改正に伴つて昭和五十六年及び五十八年に鯨類についてそれぞれ二品目、三品目を留保しまして、現在十四品目を留保しております。我が国以外の締約国で留保品目を有しておりますのは十三カ国でございますが、その内訳は、ソ連、ノルウェー、ブラジル、ペルー、スイス、リヒテンシュタイン、スリナム、オーストリア、ザンビア、ボツワナ、スーダン、ジンバブエ、タイの十三カ国でございます。これらのうちソ連が、鯨資源の利用の観点から鯨類六品目を含む計九品目を留保しております。同様の観点から、ノルウェー、ブラジル、ペルーが三ないし四品目を留保しております。スイスとリヒテンシュタインにつきましては、主に識別困難で条約の適正な実施が

保証できないという理由から、それぞれスイスは十七品目、リヒテンシュタインは五品目を留保しております。それ以外のタイそれからスリナム、ザンビアなどは、自国産のものは個体数も多く、絶滅のおそれなく利用できるという理由からワニなどを一ないし六品目を留保しております。各国の状況は大体以上のようなものでございます。

○田淵勲二君 ワシントン条約のこの留保という趣旨は、それぞれワシントン条約を締結する国がいきなり留保なしではなかなか大変だと。なぜかといいますと、既に取引の禁止された動物が殺されておたり、あるいは倉庫に在庫であったりするんです。そのために、一時それをその条約に入るにしても留保する、その在庫がなくなるまでは一応留保していこう、こういうような趣旨でこの留保というのは決められたというふうに思うんですけれども、その点いかがですか。

○政府委員(古賀章介君) 先生の今おっしゃいました在庫の問題は、むしろ附属書Iに該当する種につきましては、その国の条約加入前に取得したものについては附属書IIの扱いをするというような問題でございまして、この留保するのは各国それぞれ事情を異にしておるわけでございます。先ほど十四カ国の概況を申し上げたわけでございますけれども、要するに、我が国のように経済社会的な理由でございまして、か、鯨資源・毛皮の資源利用というように、それから、識別が困難な条約の適正な実施が保証できないといったようなことでもございまして、それからさらには、条約の承認手続上困難であるという理由を掲げておる国もございまして、そういうことでもございまして、在庫がまだあるからという理由ではなくて、各国それぞれ事情を異にしておるわけでございまして。

○田淵勲二君 それでは次に、返還規定というのがこの法律にとって重要なことなんですけれども、返還の規定というものがこの保護法案にはないわけですね。キングコライオンタマリンですか、ああいう動物が日本に入りまして、これは不正輸入だつたということで昨年返還するまで三年ぐらいかかつて大変な騒ぎになったのでありますけれども、本法案に返還の規定がなぜ盛られないのか。この点いかがでしょうか。

○政府委員(古賀章介君) ワシントン条約で禁止されております野生動物を没収などいたしました場合に、すべての場合に原産国に返還することが条約上義務づけられておるわけではないわけでございます。相手国と協議をいたしまして、相手国からぜひ返還してほしいという場合にのみ返還するということでございますから、すべての場合に返還することが条約上義務づけられておらないというところが一つ。もう一つは、一たび人工飼育をいたしましたものと、それを野生にすぐ戻せばよいというわけにはまいらないわけでございますので慎重な取り扱いが必要になる、野生に戻す場合にはやっぱりそれなりの準備が必要であるというようないこともございまして、それからさらには、返還の規定がなくても必要に応じて返還ができるわけでございまして、こういったような理由から、個々具体的なケースに応じて判断するのが適当であるという考え方に立つたわけでございまして。

しかしながら、本法案の第十三条では、希少野生動物が本法に違反して譲渡が行われ、没収などにより国庫に帰属した場合には、関係行政機関の長はその保護のために適切な措置を講じなければならないという規定がございまして、この措置によりまして適切な飼養施設への収容でありますとか、それから必要に応じて輸出国または原産国への返還も行い得るわけでございます。十三条は非常に包括的に書いてございまして、この十三条によつても返還できるということでもございまして。

○田淵勲二君 そうしますと、相手国と協議をして返還してもらいたいということになりますと返還をしないやならぬわけですが、その場合の返還の費用、これはどこが持つんですか。

○政府委員(古賀章介君) 返還するとなつた場合の費用負担の問題でございまして、最終的に費用負担をどうするかというところはなかなか難しい問題でございまして。ワシントン条約の本文では、返還に要する費用というのは輸出国の負担とするということが明記されております。しかしながら、締約国会議におきまして、輸出国はややもすると発展途上国が多い、それに反しまして、輸入国というのは先進国が多いというような事情もございまして、むしろ先進国がそれを負担すべきだという決意もあるわけでありまして、そういうようにワシントン条約の条約本文から決議が相反するような内容になっておりました、その輸出、輸入国のどちらが負担するかというのは非常に難しい問題であると。

また、輸入国で負担するといつても、その費用を不正輸入者に負担させるのか、だれに負担させるのか。もし、不正輸入者、例えば密輸業者に負担させるということになりますと、それらが処罰を受け罰金を受ける、さらに返還の費用も負担させるということになりますと二重処罰の禁止の規定にも抵触するおそれなしというようにもございまして、非常に難しい問題が多々あるということもございまして、今後の検討課題であるというふうにお考えしております。私どもは、これからの検討課題であるけれども、個々具体的なケースに応じて適切に対応し、行政指導等により解決を図つてまいりたいというふうにお考えしております。

○田淵勲二君 ぜひそれは迅速に明確にしてほしいと思つて、希少野生動物の登録の問題について、ちよつと細かいことですがお尋ねしますが、虚偽の申請その他不正があつたときの登録の拒否及び取り消しの定めがないんですね。これを設けるべきではないかということ、登録票が紛失をしないようにもかかわらず、紛失を理由にして登録票の再交付を受ける、そして複数の動物物に対して二重使用する、そういうおそれがなしというわけですが、登録の再交付を行ったときにはもとの旧票を無効にする、こういうような規定もしております。

○政府委員(古賀章介君) まず、偽造書類等によりまして許可とか登録の申請をした場合に、環境庁において許可ないし登録をする前にそれが判明したという場合にはそれはもちろん許可ないしは登録を行うことはできないということでもございまして、それから、偽りその他不正の手段により登録を受けた者は六月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられることになっておりますので、登録ないし許可の拒否の事由としては掲げられておりませんが、しかし、偽りその他不正の手段によつて登録の申請をしたことは直ちに罰則につながると、こういうことでもございまして。

○田淵勲二君 それでは次に輸入についてお聞きしたいんですが、現在輸入の手続というのはすべて外為法によつて輸入をされるわけですが、この外為法は外国貿易のための対外取引が自由に行われるということを基本にした法律なんです、しかし、絶滅のおそれのある動物物の保護を目的としたワシントン条約にかかわる動物物の輸入というものは全くこの立法目的が違つておるわけですね。次元の異なる法律であつて、なかなかこの外為法だけでこれらを律することは非常に難しいと思つておるわけですが、したがって、私自身としては、このワシントン条約の対象となる動物物の輸入に関しては、いわゆる輸入及び国内の規制を一元的に扱う一本の法律が制定される、一般の外為法による輸入のチェックではなくてこの法律にかかわる別のものがつくられてしかるべきじゃないだろうか、このように考えるんですが、この辺いかがでしょうか。

○政府委員(古賀章介君) 外国為替及び外国貿易管理法いわゆる外為法の目的は、先生御指摘のとおり「我が国経済の健全な発展に寄与すること」ということでもございまして、ワシントン条約に基づいて「経済の健全な発展」という言葉は広く解されておるところでありまして、ワシントン条約に基づいて必要な国際取引の規制を行うという責務を果た

すことはこの趣旨に含まれ得るものと解しております。ワシントン条約の実施に必要な野生動物植物の輸出入の規制は既に今申し上げましたように外為法及び関税法により行われておりますことから、本法案では、それらの法律との二重規制を避けるために輸出入の規制を対象としないということにいたしました。

通産省におかれましては、最近水際規制の強化策を打ち出されまして、事前確認制でありますか、第三国経由で再輸出をして入ってくる場合には原産国に逐一厳格な照会をするというような水際規制の著しい強化策を講じたところでございます。そういうようなことから、水際規制というのは外為法が受け持ち、一たびその目から漏れて国内に入ってきた場合にはその流通規制をこの本法が受け持つと、そのことによつて、その二つの制度が両々相まってワシントン条約の確実な履行というものが果たし得るといふふうに考えております。これを一本化するということは、輸出入管理の一元的な問題、一元的に管理されておる体制、そういうものの根幹に触れる問題でございますからなかなかこれは難しい問題であるといふふうに考えております。

○田淵勲二君 確かにおっしゃるとおり、水際規制がしつかりしてないと外為法一本ではなかなかチェックしにくい。この外為法でそれをすり抜けて国内に入つたものは規制ができるとはいふものの、水際でチェックするといふことが一番やっぱりこの法律を効果あらしめるものになるかならぬかの決め手になると思うのです。

特にアメリカなんかは非常にこういうチェック体制を整つておられて、植物識別係というふうなものも雇用して輸入港湾・空港に配置をしておつたり、あるいは輸入するときには確かに税関が最初に荷物を検査しますが、野生動物の許可書のチェックあるいは通関書類の記入を指示した後には野生動物の積み荷を野生動物局の執行部の係官に引き継ぐ、こういうような万全のチェック体制をとつておるわけでありまして、そういうや

り方を日本でもしない限りやはり密輸天国あるいはいろいろ警告を受けるといふようなことが今後も続くんじやないだろうか、このような心配があるんですが、その辺についてどのようにお考えになつておられるのか。簡単にひとつ時間がありませんからお答え願います。

○政府委員(古賀章介君) 外為法に基づく水際規制の強化、それと国内に入つてきた場合のこのたびの法律、流通規制を行います国内法の成立、その適切な運用によつて今後は今まで社会問題化されたような事例というものは著しく少なくなるというふうにご考えております。

○田淵勲二君 ちよつと細かいこと聞きますけれども、空港、港湾の輸入するときのチェック体制についてでございます。アメリカなんかじゃ非常に多数の専門官が配置をされておると今私申し上げたんですが、アメリカでは二百人というふうな聞いておるんですが、その多数の専門官が配置されておる空港、港湾はどれくらいあるのか。私の申し上げた専門官二百人というのは正しいのか。それから、日本の場合の野生動物の専門官というのは一体何人おつてどういう体制で配置されておるのか。この点について御質問申し上げます。

○説明員(伊東俊一君) ただいまのお尋ねでございますけれども、ワシントン条約対象貨物の輸入通関につきましましては、我が国の場合通関監所を三十五に限定いたしまして、そこに五十二人の専担者を配置してござります。アメリカにおきましては、ワシントン条約にかかわる指定港を、動物の場合九、植物の場合十四、重複がござりますので合わせて十七。我が国の場合は海と空港と別々に勘定いたしまして三十五と申し上げておるわけでございます。そういう教え方をいたしますとアメリカにおきましては二十九の港になるものと思われまして、二十九の港にいたしましては、例えば陸棲動物、海棲哺乳動物につきましては、例え陸棲動物、海棲哺乳動物につきましては内務省の魚類野生動物担当官が税関のチェックとあわせましてチェックしてござります。

ますけれども、その数といたしましては七十名程度といふふうに承知しております。

○田淵勲二君 ちよつと今わかりにくかつたんですが、日本の場合は五十二人とか言われましたね。六十二年三月九日の通産省の「ワシントン条約管理体制の一層の充実について」という文書があるんですが、この中に「条約関係輸入審査担当官の倍増」という文章があります。これは何人の担当官が倍増になったんですか。

○説明員(鳥居原正敏君) ワシントン条約の輸出入の管理体制につきましては、管理当局であります通産省あるいは農林省、さらには実際に実務をしておる大蔵省とそれぞれ分担をしておるわけですが、先ほど引用なされました文書は通産省の話でございます。通産省は、全体の管理というところで審査あるいは全体をコントロールしておる立場でございます。人数は、従来二名だったものが今回はそれを四名に増員をしたという意味合いでございます。

○田淵勲二君 いずれにしても、今聞いたとおり二名から四名程度の担当官、これは審査担当官ですが、アメリカ等に比べて非常にこういう点では見劣りがしているわけでありまして、この水際規制というものをとつて確保なものにするためにこの辺の予算も十分獲得してもらつて充実をさせていただきたい、こういうことを要請を申し上げておきたいと思つております。

時間がありませんので最後になりますが、例えば、昨年の新聞で大きく報道されましたヤシオウムとか淡水魚のアジアアロワナ、これが東京都内の水族館とかあるのはペットショップで販売されておりました。その輸入業者の言い分は、原産国証明がつかないから不正輸入ではないと言つておつたわけですが、このヤシオウムなんかにつきましては、この原産国証明というのはシンガポールが証明するんですが、シンガポールが原産国ではないわけですね。したがつて、そういう取り扱いで日本の場合にはこれまで随分非難をきたしたり、またそれを摘発してもそういう証明があ

るといつてすり抜けられておつたわけですが、この法律によつてこうしたチェック体制が十分万全になるのかどうか。これをもう少し要約してわかりやすく言つてほしいと思つてますが、局長いかがですか。

○政府委員(古賀章介君) 今先生の御指摘になりました問題はあくまでも水際規制の問題でございます。外為法ないしは関税法によつて対処すべき問題でございますので通産省の方から御答弁があるうかと思つております。

○説明員(鳥居原正敏君) ワシントン条約関連で、まず条約を完全に実施するための水際規制をできるだけ完璧にやるといふのが第一だと思つて、それから、今回環境庁さんが中心になつて本法案を提出されて国内法が成立しますれば、それをもつてワンセットで従来いろいろ問題が生じたようなことについては、まあ、一〇〇％と言つてもいいまでもそれに近い形で解決し得るものと我々は期待をいたしております。通産省といたしましては水際規制の管理当局でございますので、先ほど申し上げましたように全体の数はまだ少のうござりますけれども、人員の増加等体制を整備してその規制のきめ細かい充実を図つていきたいといふふうに思つております。

○田淵勲二君 それじゃ、最後に稲村環境庁長官にお願いたします。冒頭にも私が申し上げましたように、この法案の提出に当たりまして長官の果たされた積極的な姿勢には敬意を表したいと思つてますが、しかし、それでも、私がこの質問を通じて明らかにしてききましたように幾つかの非常に大事な点が残されているわけですね。その一つは、この法律の対象となるこの種の政令の問題です。政令というものは国会の議決を経なくても環境庁長官の判断でできるわけですが、こういうものが非常に幅広くこの政令に託されておるといふ問題です。それから留保品目が十四というように他の国に比べても非常に多い。それから返還規定がないというところ。あるいは今やとりがなりましたように、輸入が従来の外為法によつて行われてチェック

ク体制が必ずしも十分ではない。検査官も非常に少ない。こういう問題を幾つか持つておるわけですが、それでも従来と比べれば少しでもよい方向に一步踏み出したと、こういうように思われる法案です。

したがって、こうしたこの法案をアメリカのように非常に万全の体制をとった法案に近づけるようにこれからも我々も努力をしていかなきゃなりませんけれども、この法律を有効のあるものにするために長官として今後どのように努力されていくのか、その方針あるいは所信というものを最後に御聞きをして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(稲村利幸君) 田淵先生の先ほど来の御質問を聞かせていただきました。先生の御意見もとてもだんだんと思うところが大変多いと私も受けとめて拝聴いたしました。

この法律ができることによつて、まず、我が国の国際社会の一員としての重要な責務を果たすことができる、またこの法案は、ワシントン条約のより効果的な実施にとつて少なくとも前進をしている、その持つ意義は大きいと思ひます。また、本法の施行により、国内における保護規制等を行うとともに、絶滅のおそれがある野生動物植物の保護の徹底に全力を挙げてまいりたい。最後に先生御指摘の留保品目が多いじゃないか、あるいは政令でいろいろと補足をしたい等々については、各省庁と検討協議を重ねて少しでもいいものを、先進国として恥ずかしくないものにと、こういう気持ちを持つております。

○高桑栄松君 それでは、最初に大気汚染対策について質問させていただきます。

最近の新聞報道によりますと、国立公害研究所が大気汚染の浄化作用について常緑樹の研究をしたということが報ぜられておりました。国公研は私の古巣でもございまして大変関心があるわけですが、これについて簡単に、どういう成果であったかを御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(加藤陸奥君) 御説明申し上げます。

先生御承知のとおり国公研では、従来、SO₂、二酸化硫黄の關係は体内でこれを無毒化するといふことが科学的に解明はされておつたわけでございますが、先生御指摘の研究はこれを踏まえまして、二酸化窒素、NO₂、オゾン、O₃を対象にしてやはその無毒化の仕組みを明らかにするとともに、植物の種類によりまして汚染物質の浄化能力を調べたものでございまして、研究成果としては、要点にとどめますが、ツバキとかアオキなどの常緑樹よりはポプラ、ケヤキなどの落葉樹の方が浄化能力がより強いとか、あるいは植物の種類によつていろいろ差があると。これは大変貴重な研究であると存するわけでございまして。

○高桑栄松君 学校の周りにポプラが植えてあるとか北大にポプラ並木があるとか、これはやつぱり意味があつたわけですね。大変おもしろいなあと思つて拝見をいたしました。

そこで、この研究成果を今後緑地建設等々で何か利用されるんだろうと思つておられますが、どんなふうな活用の仕方をお考えおられるのか、そんなことについてちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(長谷川慧三君) お答えいたします。環境庁といたしましては、ただいま企画調整局長の方から御説明ございましたように植樹が大気汚染にもかなり好影響を与えるという結果をいただいたわけでございますので、大気汚染の問題を有する地域におきまして植樹を積極的に進めてまいりたい。これが非常に有効であるといふぐあいに考えておるところでございます。本年

度から、この国公研の研究成果等を踏まえました適切な大気浄化のための植樹に関する指針の策定作業を進めてまいりたいといふぐあいに考えておるところでございます。こうした植樹の指針につきましては、現在御審議をいただいております公害防止事業団法の一部改正案において、新たな業務に加えられることとしております大気汚染浄化能力を有する緑地としての都市公園の整備を進めていくことに對しまして活用を図りますとともに、地方公共団体等各方面で実施されております。

植樹事業での活用に資したいといふぐあいに考えておるところでございます。

○高桑栄松君 私が国公研におつたところから私も知つていたんですが、画像合成処理法というのを使つて景観のようなことをやつておつたと思つておりましたね。そんなものも含めて緑地の建設についての科学的なデータでぜひ進めていただきたいと、こう思つておるわけですね。

そこで、長官に質問がございますが、国公研はどのように大変重要な研究機関でございますが、予算は一体どうなつておられるのか。文部省の科学研究費は今のゼロシーリングにもかかわらず、あるいはマイナスシーリングにもかかわらず年々増加してはいるんですね。ですから、国公研の予算も私はこのようにやつぱり研究費自身は増加すべきであるといふふうに思ひます。

例えば、グローバルな問題としてオゾン層のオゾンの破壊というのが今問題になつておつて、これについては、成層圏のオゾンを測定するためのレーザーレーダー、こういう測定機が新しく要るのではないかと行われておるわけで、こういうグローバルな共同研究に對して環境庁はどう考え、そしてこれを国公研に對してどのように研究を進めるようにするのか。あるいは、これは前にも指摘いたしましたのが、研究所が猪足をしておりました、今や十年たちまして次第に機器が古くなつてきた。コンピュータなんかは本当に二、三年すれば機器更新をしなければならぬということでありまして、ガスクロマトグラフィーの質量測定機ですね、ガスマス、こういったものもほとんど新しいものになつてきておるというふうなことで、研究の充実強化が私はこの際必要であると思ひますが、長官ひとつ御見解を承りたいと思ひます。

まず第一点、これはもう委員は専門家でいらつしやいますので要点にとどめますが、予算は、現在いわゆる研究の運営費としましては約四十億規模でございます。もちろん、今までの設備費の集計は何百億というオーダーになつておりますことはもう御承知のとおりだと存じますので、予算についてはその程度で……。

それからいま一つ、レーザーレーダーのお話でございます。これはぜひ事務的にちよつと一言御説明申し上げたいと思ひます。レーザーレーダーはオゾンに関する研究を推進する上では極めて有効な手段であると考えておられて、国際的にも非常に関心が高まつておるので、オゾン計測のための専用レーザーレーダーの整備については今後検討していかなければならぬ問題だと考えておるわけでございます。

○国務大臣(稲村利幸君) 国立公害研究所につきましては昭和四十九年の設立以来鋭意その整備に努めてまいりました。その結果、研究の中心となる主要な大型実験施設につきましてはかなり整つてきており、研究活動も本格化して進んでおります。本年秋には奥日光に生物フィールド実験施設も完成することとなっております。高桑先生御自身副所長として本当に貴重な汗を流された経験に基づかれましての先生の示唆に富んだ御意見を踏まえ、国立公害研究所が時代の要請にこたえその使命を果たせるよう一層の努力をしてまいりたい、こういうふうに思ひますので、よろしく御指導をお願いいたします。

○高桑栄松君 今の点でもうちよつと……。ゼロシーリングまたはマイナスシーリングという予算は、これは行革ということで継続をしてはいるわけですが、文部省は科研究費に關しては年々上がつておるんですね。ですから、研究所そのものも、純粹の研究費を除いたものと別枠にしてみらわれないと結局は人件費等々のマイナスシーリングの影響を受けるんじゃないか、私はそこを実は指摘したんで、もし何かコメントがあつたらお願いいたします。

地域等々を一応考えてございますが、現時点で補助の詳しい要綱を作成中でございますが、一応考え方としてはこういうことを念頭に置いて今策定をいたしております。

それから予算額といたしましては、一億、六十二年度につきましては一億ということと予算をとっております。以上でございます。

○高桑栄松君 個人対象ということですが、一億、六十二年度につきましては一億というところで、画的に何人槽となつていられるだろうか、それとも大とか小とか中とかあるのか。一億というのは何千件とか何万件とかを対象にしているのかなと思つておりますが、いかがでしょうか。

○説明員(加藤三郎君) 浄化槽は、個人の浄化槽からかなり大きなもの、例えば学校、病院、そういったところでもかなりの規模の浄化槽もございしますが、今私どもが考えております補助対象といたしましては、特段規模について制限をしようという考えはございません。ただし、先ほど申し上げましたように市町村が助成をしているというのが前提でございますので、市町村の助成しているものであれば、住宅だけでもあるいはそれ以外のものを含めても私も補助の対象にしようと思っております。

○高桑栄松君 件数はどれくらいを予定しているんですか。例えば、一億円ですと早く手を挙げた方が得なのか、あとなくなるからとかというようなことはどうなんでしょうか。

○説明員(加藤三郎君) 先ほど一億円と申しましたが、これは私ども、廃棄物処理施設整備補助として、他省庁、国土庁等に計上されているものを含めまして六十二年で約六百二十億ほどございすけれども、この中で使うわけでございまして、別にはつきりと一億を超したら支出できないというものはなくて、一億六百二十億という枠の中に一項目として置いてある一億という意味でございます。そうはいいいながら、今までの制度は国になつたわけですので、六十二年ではまだそうたくさん補助に殺到するという状況

では多分ないであろう、逐次浸透していくんではないかというふうな考えでございます。予算上は、全くの事務的な数字でございますけれども、一億五千人分ということと念頭に置いて一億円という数字を出しております。

○高桑栄松君 五千件だな。

○説明員(加藤三郎君) 五千件分でございます。

○高桑栄松君 同じようなことを今度は環境庁の方に公害防止事業団業務の見直しに關連して伺いたいんですが、環境庁も今度これ新規なんだろうと思つております。合併浄化槽設置に対する貸し付けを行うと。ここで今厚生省の何つたんですが、環境庁が今考えている防止事業団系では何を対象にしているのかということ、厚生省との違いというのはどの辺にあるのか、それを伺いたいと思つております。

○政府委員(加藤陸奥君) お答え申し上げます。まず対象地域から申し上げてまいりたいと思つておりますが、これは、湖沼などの水質汚濁が著しいところは著しくなるおそれがある地域で国としても緊急に対策を講ずる必要がある地域を対象地域としております。

これは最初に申し上げなければいけませんでしたが、公害防止事業団の方で行いますのは融資でございます。

それで、今対象地域を申し上げましたけれども、そのごく主なものを申し上げますと、湖沼法による指定地域の六湖沼、霞ヶ浦とか印旛沼とか等々ございしますが、その関係のもの、それから、水質総量規制地域と申しますか、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の水源、水が流れるものとなること、それから、公害対策基本法に基づきまして公害防止計画というのがございしますが、その公害防止計画が定められた区域でございます。

それから融資でございますが、その枠といたしましては二百億の融資枠を全体として事業団が持つておるわけでございますけれども、これも、ただいま補助金の方でも御説明がございましたが、積算上そのうちの五億円を計上いたしておる

わけでございます。それから、他の細部にわたる諸条件等これ以外にもございしますが、補助金の都合だと要綱というふうなことで検討されるわけでございますけれども、同じような関係では、融資のいろいろな諸条件等は、類似の諸業務が現在もございまして、また、他の政府系の金融機関のやり方とのバランスを考慮しながら具体的に決めるべく関係省庁と調整してまいりたいと存するわけでございます。

それから、両者の関係ということでございすが、一言で申し上げますと、両者は助成の方法それから助成対象等において制度的には異なつております。ただ、この両者が相補い合うことによりまして合併浄化槽の設置がより一層促進されるようにいたしてまいりたいと思つておりますので、厚生省との連携を密にしてよく相談してまいりたいと思つております。

○高桑栄松君 話は大体わかりましたが、一億五億でいくと件数はどれくらい考えているのかとか、一件当たりの融資というのは満額でいくのか頭打ちがあるのかとか、今のお話は厚生省のと同じだつたんですけれども、大きな場合、学校、病院等も個人だということになると、リゾートの、トホテルなんかあるわけですね、そういうものとかあるいは民宿だとかは規模が非常に大きいと。私は前に指摘したんですけれども、リゾートの、あるいは民宿なんかで一応届けるときというか、キャパシティは三十人だ。で、三十人槽をやっているのにピーク時は五十人入つてしまつてもなつてしまふ。むしろマキシマムのところを押さえないと詰り込まれたときに意味がないのではないかとこのころがあるんで、私は、同じ助成をするにしてもそこをどうするのかと。まあ、国立公園だとかなんとかありましたが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○政府委員(加藤陸奥君) 先ほどもちよつと御答弁申し上げましたが、細部にわたる部分はこちらで詰めてまいらなければならぬところでございます。

すけれども、大きさであるとか、融資でございますので余りそう厳密にこまめとか、そういうのは若干……、ただ、野方図にということももちろんでございませぬけれども、それから融資率等も、全額というわけにはこれはなかなかまいらぬことはもう御承知いただいておりますが、その辺は大体の通常の考え方というのがございまして、やはりこの融資によつてある政策目的を達しようとしておるわけでございますからそれに資するように、それから、先生幾つか例を挙げて御指摘になりました実態問題にも対応できるように現実問題としていろいろ知恵を絞つてまいりたいと思つております。

○高桑栄松君 今の件厚生省も、何人槽だといつてそれでいいんじゃないかと、マキシマムにね。夏なんかはそういうことありますから気をつけてもらいたいと思つております。

○説明員(加藤三郎君) 先生から御指摘を受けた問題も含めまして浄化槽では、例えば、工事で非常にずさんな工事があつたとかあるいは維持管理で十分でないときがあつたとか、合併浄化槽あるいは特に単独の場合に確かにいろいろな問題があるわけでございます。そういう問題に対処するためには五十八年に浄化槽法を議員立法でつくつていただきました。昭和六十一年の十月から全面施行になつております。この浄化槽法の精神に基づきまして維持管理、清掃、保守点検、そういうことあらゆる点で十分に行つていきたい。今先生の特に御指摘のあつた人槽の問題につきましても私も建設省と、これは住宅局でございまして私も十分に検討していきたい、適正に維持管理ができ、そして、浄化槽に対する評判といひますか、そういったものが改善されるように努力をしてまいりたいというふうな思つております。

○高桑栄松君 環境庁も厚生省もその辺ひとつ、場合によると夏にも実態調査なんかござつて実際の人数と処理した何人槽との関係なんか見ておられるかと思つております。では、次に土壌汚染のことで、市街地土壌汚染

防止等事業に対する貸し付けというのがあります。その対象は環境庁というのを考えておられますか。

○政府委員(加藤陸奥君) 市街地におきまして有害化学物質を初めとする諸問題がある場所があるわけでございますが、それを例えば客土する、取り除いてほかの土を入れるとかいうような事業について融資を行うわけでございます。対象は、当該事業を行っております工場でありましてか事業場でありましてか、それを運営されておられる事業者でございます。

○高桑栄松君 私事前の説明を伺ったところによりまして、工場とか試験所の跡地というふうに承ったんですが、試験所の跡地といえは私はやっぱラブリキャナル事件を思い出さすわけで、これは既に私は昭和五十九年四月十三日のこの委員会それから六十二年四月三日の同じくこの委員会指摘しております。そのときに法務省に伺ったんですが、どうもはかばかしい進展がないようでありまして。ラブリキャナル事件を思い出すと、これが住宅地に転売をされたときに、あれでいきますと三十年ぐらいたってから問題が起きてくるわけです。下から有害ガスが発生してきているわけですが、したがって、土地の台帳に、もともと何であったかという戸籍のような系図をやはり書いておいた方がいいんじゃないかということをお私指摘してあるんですが、法務省いかがでございますか。

○説明員(田中康久君) お答え申し上げます。不動産登記法には、例えば土地の場合につきましては「地目」という欄がございます。農地であるとか宅地であるとか山林であるとかいうことが書かれてございます。これは土地の取引、例えば売買される人あるいは抵当権をつけられる人、用役される人が、この土地がどういふ状態の土地であるかということを表示するものでございまして、いわば、現在がどういふ状態であるかということを表示するものでございます。過去どういふものであったかということを表示するものではな

いわけでございまして、そういう意味では、先生御指摘のような問題があることはわかっておりますけれども、現在の不動産登記の方の制度の中にそれを組み入れるというのは制度的に非常に難しいというふうな思っております。

○高桑栄松君 もう時間になりましたのでこれでやめますけれども、私は法律が都合が悪かったら、もしこれが大事なことであれば法律の方を直すのが本当だと思ふんです。法律のために法律があるんじゃないやなくて人のために法律があるわけですから。ラブリキャナル事件を考えたならば、私は、試験所、研究所の跡がそういう汚染があつて将来どうなるかなど。あのゴミの埋め立てと同じです。あそこをやっぱり有害ガスが出てくると思ひますから。ですから、やっぱり十年、二十年、三十年で転売されることに、前の状態が現在の状態であつてくるのでは——今おっしゃつたのはそうでしょう。そうすると、転売されることにわからなくなつちやうんじゃないかな、こう思うんで、環境庁もこの辺は、やっぱり環境を総合指揮する場でございますからひとつ御検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○広中和歌子君 私は、絶滅のおそれのある野生動物の保護の規制等に関する法律案について御質問させていただきます。

ワシントン条約に昭和五十五年に加盟した際に、その条約を遵守するための予算的な措置、また輸入業者の登録制度とか専門の検査官の配置、輸入港ポイントの制限とか、データ収集処理方法などについてどのような配慮をなさつたのかお伺いいたします。

○政府委員(古賀章介君) 先生の今御質問の予算措置等についてでございますが、条約加入の際の主務官庁は外務省でございますが、外務省はきょうちよつと来ておられないようでございますので、今先生のお求めの件につきましては改めて御報告いたしたいと思います。

○広中和歌子君 しかしながら、実際にどのようなことがなされたかということについては、環境庁は御存じではございませんか。例えば特別に計上された予算について。

○政府委員(古賀章介君) ワシントン条約に昭和五十五年に加盟いたしました際の予算と申しますのは外務省その他関係各省に計上されているかと思ひますが、その全貌については今手元に残念ながら資料を持ち合わせておりません。

○広中和歌子君 それから、アメリカの場合でございまして、そのほか輸入業者の登録制度、専門の検査官、輸入ポイントの制限、データ収集、処理方法など、先ほど田淵委員がおっしゃつた通りでございます。それだけじゃなくて世論の盛り上がりというものがこの条約を支えたわけでございますけれども、日本では、このワシントン条約に加入する際に条約の精神を広めるためのようにな手が打たれたのか。そのことについても伺いたしたいと思います。

○説明員(鳥居原正敏君) ワシントン条約に加入して七年たつわけでございますが、加入のときには、詳細には資料ございませんので予算的な数字は申し上げられませんが、関係各省で十分協議の上、条約を批准しても大丈夫だということも含めて、当然のことでございますけれども加入し、批准をいたしましたわけでございます。その後いろいろな事情で必ずしも十分な実施体制ではないという御批判がいろいろあつて、ステップ・バイ・ステップで水際規制あるいは国内の監視についても体制を充実してきております。特に国民の皆さんに広くその条約の趣旨を徹底するという意味では、最近時点で言いますと、予算措置を講じて税関にパンフレットを配布するシステムをつくることとか、旅行代理店に同じようにパンフレットを配布して旅行者の皆さんに趣旨を徹底していくというようなことを講じておるわけでございます。

○広中和歌子君 私が覚えておりますのは、アメリカにおきましては、例えば野生動物の毛皮を使つたオーバーとかハンドバッグとか、そんなものを使つている女優さんとかそういう方たちの写真が随々しく出まして、世論がそういうものを使うことは恥ずべきことであると、そのようなマスキの協力があつたことを思い出さすわけでございまして。日本の場合にはそういう点が非常に少なかったような気がいたしますけれども、今後、総理府の広報室その他を通じてこの方面についてはどのように御努力いただけるのでしょうか。

○政府委員(古賀章介君) 先生御指摘のとおり、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存の重要性につきまして国民の理解を深めることは極めて重要であると考えておるわけであります。したがって、本法に規定されておりますとおり広報活動等を通じて普及啓発活動を積極的に進めてまいりたいと思ふところであります。これは、今先生もお述べになりましたけれども、環境庁だけではなくて内閣、関係各省庁の協力を得まして国民にその十分な理解を得るよう努力をしてまいりたい。またさらには、文部省にも学校教育の中からもこれを取り上げてもらうようをお願いしたいというふうな考えております。

○広中和歌子君 本日にそういうことを実現していただくことはすばらしいことだと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

昭和五十九年にワシントン条約のアジア・オセアニア地域セミナーで日本を非難し改善を求める決議が採択されたわけでございますけれども、その主な理由としてはどういふことが挙げられますか。つまり、量でございますか、それとも留保品目の多さ、またはそれ以外の理由があつたのでございませうか。

○政府委員(古賀章介君) いろいろ理由があるようでございますけれども、主たる理由は水際のチェック体制が必ずしも十分でないということにあつたと記憶をいたしております。

○広中和歌子君 日本のワシントン条約規制対象品目の輸入実績がここにあるんでございませうけれども、これだけでは多いか少ないかというのわからないのでございますが、よその国と比べまし

て日本はナンバーワンなんではないでしょうか。
○説明員(鳥居原正敏君) 他国の輸入量はちょっと我々も十分把握していませんので比べようがないかもしれませんが、一般的にわきまといえますか、情報では日本は比較的輸入量の多い国、それともかなり上のレベルにあるというふうには認識いたしております。

○広中和歌子君 日本は貿易黒字国でございますが大変輸出に非難されているわけでございますけれども、この分野において輸入実績を上げていくことは決して自慢になることではなからうと思っております。留保品目が非常に多いことについては社会的、経済的理由があるというふうには先ほど田淵先生の御質問に対してお答えがございましたけれども、その個々の品目につきまして厚生省を初め関係各省簡単に御説明いたしたいと思います。

○説明員(小宮宏宣君) ワシントン条約におきましてジャコウジカを現在留保品目としておるわけでございますが、我が国におきましては麝香は古くから強心薬などの保健衛生上必要な伝統的な家庭薬として使用されてきておりまして、それ、これらの必要な医薬品の確保に支障が生じないよう現在ワシントン条約上の適用を留保しているというところでございます。

○説明員(小野登喜雄君) 鯨の関係で六種類留保しておるんですが、その関係で御説明申し上げます。

先生御案内のとおり、現在世界の四十一カ国が参加しまして、鯨資源の保存とその有効利用を目的にしまして長年にわたり鯨資源の調査研究を行っている国際機関といたしまして国際捕鯨委員会、IWCがございます。このIWCの科学委員会は、IWCがございまして、その科学委員会は、我が国が留保しております六種類の鯨種につきまして資源が絶滅の危機に瀕していないと認められております。それで、このために我が国としましては、IWCの科学委員会が得られた知見との整合性を図るということと国内産業に与える影響を

考慮しまして、先ほど申し上げました鯨の六種類につきまして留保をしているところでございまして。

○説明員(鳥居原正敏君) タイマイとかイリエワニなど爬虫類の六品目につきましては大体先ほどの各省の御答弁と同じでございますけれども、これを輸入、加工することで成り立ってございまして国内産業の関係あるいはそれから生じます加工品を使っておる国民のユーザーの方々の関係等ございまして、現在ではこの六品目について留保を行っているところでございます。

○広中和歌子君 今までの御説明でございますけれども、かわりの品物が使えないのか。例えばトカゲやワニのハンドバッグのかわりに牛のハンドバッグではどうしていけないのだろうか。それから麝香でございますけれども、三百七十八キログラムで数量は少ないのですが、その数量のものを得るために恐らくすい数のジャコウジカを殺さなければならぬというふうに聞きましては、それにかかわる効き目のある薬、そういうものがなれないでございませうか。絶対にこれがなければといった種類の薬なんでしょうか。

○説明員(小宮宏宣君) 麝香についてお答えいたします。麝香につきましては、ワシントン条約の趣旨にのっとりまして医薬品に使う麝香の使用を極力少なくしていくというところで過去におきまして厚生省の方で指導を行っております。例えば昭和五十五年八月には小児五疳薬とか強心薬につきまして使用量を少なくするような指導を行っております。また、五十九年十二月には風邪薬とか滋養強壯剤等への麝香の使用をやめるような指導を行ってきたわけでございます。しかしながら、この麝香につきましては、特に昔から使われております小児五疳薬、強心薬に欠くことのできない成分でございます。麝香そのもののいろいろな多面的な作用から見ましてほかにかわるべき薬がないというのが現状でございます。伝統的な小児五疳薬、強心薬をつくるために現状におきましてはどうしても麝香というものが必要な成分になっ

ているというところでございます。
○説明員(松倉浩司君) 爬虫類の関係でございますけれども、例えば留保している一品目でございますイリエワニにつきましては、うろこが小さい、しかも大きさがそろっているというようなことでその品質が非常に珍重されているというようにございまして、ほかの品目によって代替が不可能なものでございますし、その他トカゲ、カメそれぞれにつきましてもやはりそれぞれの持つ斑といえますか、うろこの形等非常に好まれておる状況にございまして、それぞれやはり留保を外すことは困難であるというふうには考えております。

○広中和歌子君 そういうものを好む方、お買いになる方がいらつしやるという点では私も消費者者大いに考えなければならぬ問題だと思っております。ぜひ広報の方をよろしくお願いしたいわけでございます。

今回の法律は、国内の需要を冷やすという意味では大変に評価され、私も賛成なものでございますけれども、留保品目の多さや、また、条約に加盟していない国を通じて輸入される場合があり、輸入時の数量制限のチェックが十分できない、そういうことのための苦肉の策というふうには考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(古賀章介君) この法案の必要性と申しますのは、昭和五十五年にワシントン条約に加盟しましたときから水際規制というもので対応してまいりましたわけでありまして、その水際規制につきましても最近著しい強化を図ったということがあるわけでありまして、それでもなおかつ国内に一たび入ってきた場合に流通を抑えることができない、こういうことでありますから、国内の流通規制を行うことと水際規制の強化ということが両方相まって、あたかも車の両輪のごとくこれが十分機能することによってワシントン条約の確実な実効を期することができ、こういうことでございまして、決して今先生の言われましたような趣旨で設けたものではなくて、ワシントン条

約の誠実かつ確実な履行を図るためにはやはり国内法が必要であるという観点に立つて国内法を今御提案を申し上げておるといってわけでございます。

○広中和歌子君 先ほど田淵先生から御質問のあったことでございますけれども、どんなに法律を立派につくりましてもやはり不正に入ってくるということがあり得ると思っておりますが、その返還について、費用をだれが負担するか、だれが保管するか、そういった点に関しての御答弁、もう一度お願いしたいと思います。

○政府委員(古賀章介君) 野生動物物を輸出国に返還することがその野生動物物にとりまして、それを保護するために必ずしも望ましいこととは限らないというところであります。一律にその原産国に返すことが必ずしもいいとは言いがたいというところが一つ、それからもう一つは、仮に返還することになったとしたとしてもその費用をだれが負担するのか、輸出国が負担するのか輸入国が負担するのかというところがございまして、ワシントン条約の本文では輸出国が負担しなければならぬというふうには明記されておるわけではございません、先ほど申し上げましたように輸出国というのは発展途上国が多いわけでございますから、むしろ輸入国が負担した方がよろしいのではないかと、いうことで締約国会議では輸入国が負担すべしというふうな決議もなされておるといって、条約本文と決議との間にそごを来しておるといような実情もございまして。

それから、しからば輸入国が負担した場合にだれにそれを求償するか。ワシントン条約では求償方法を定めることができるというふうには書いてございませぬけれども、それを不正に輸入した者に求償をするというふうになった場合には、今度国内法ができますと不正流通ということで処罰される。その処罰をされる、罰金を受ける、加えて返還の費用もその不正流通者に負わせるということになりますと二重処罰の禁止の趣旨にも反するのではないかと、いうようなさまざまな問題がござい

ていないかと、いうようなさまざまな問題がござい

ますから、返還に要する費用というものを最終的にだれに負担させるかということにつきまして、そういうことも含めまして今後の検討課題であるというふうに考えております。

○広中和歌子君 どうぞ、ぜひ慎重に御検討いただきたいと思つております。不正をするということとは捕まつた場合には罰則を受けるという賞格のもとにするのだらうと私は理解しているわけでございます。

ともかく、この法律では留保品目並びに附属書II、IIIに属する野生動物植物については数量制限がされ得ないわけでございます。仮に輸出国が許可をした場合につきましても、先ほどの数量を見てもみますと非常に多く日本が輸入しているということ、やはりこういうことも国際世論が日本を非難している理由ではなからうかと思つてございませう。この野生動物植物の輸入を規制するための特別の法律の必要があるのではないかとこのことについて伺ひたいと思つております。

○政府委員(古賀章介君) 先ほど来申し上げておりますように、輸出入につきましては外国為替及び外国貿易管理法という法律がありまして一元的に輸出入の管理を行つておられますので、この法律にのっとり輸出のチェックをするということでございます。一たび国内に入つてきた場合の流通規制を国内法が受け持つ、両々相まってワシントン条約の履行を確保なものにするということでございますので、これを一本の法律にするということとは極めて困難であるというふうに考えております。

それから、その前に先生お述べになりました留保品目とか、それからワシントン条約の附属書IIないしIIIに掲げられておるものにつきましての数量制限がないではないかと御指摘でございますけれども、これはワシントン条約上流通が認められておるものでございませう。IIないしIIIにつきましては輸出の輸出許可書があれば自由流通が認められるということでございますから、そういうワシントン条約で認められておるものについて

まで輸入を制限するということは難しいのではないかとこのことについて伺ひたいと思つております。

○広中和歌子君 ワシントン条約に決められていないから特に輸入制限をしてはいけないというのであれば、我が国の特殊な事情、つまり、こういうものに対して非常に国内的需要が多いからという特別な理由を説明いたしまして条約改正を求めるときだと思ひたいと思つてございませうか、通産省。

○説明員(鳥居原正敏君) 先生の御指摘は一つのアイデアということでも承らせていただきたいと思います。先ほど自然保護局長から御答弁ありましたが、先ほどワシントン条約で認められておるものでもそれ以上に規制をかぶせて輸入制限を一国だけで行つたということは、やはり国際的なコンセンサス、さらにはもつと広く国内でのコンセンサス、さらに条約との法的な関係といった点で現時点ではまだまだその段階には至つていないという判断だらうかと思つてございませう。極めて困難なことかと思つておられます。

○広中和歌子君 ということは、まず二つのことが起こると思つてございませう。日本が非常に野生動物植物の輸入大国であるという評判が世界に広まり定着するということ、そして、大丈夫だと思つておられるという動物植物、十分あるからといって輸出が許された動物植物にしましても、もしかしらば絶滅の危機に瀕している動物植物のカテゴリーに入つてしまつてもいい、そういう危険もあるわけでございます。

このワシントン条約に決めてあると決められていないといつたこと、特別に条約をつくること等についてはいろいろ御意見が出ましたけれども、このワシントン条約の附属書Iに属している野生動物植物については輸入貿易管理令第三条の規定に基づいて輸入割当を受けなければならない品目の中に加えておられますね。

○説明員(鳥居原正敏君) 制度上はそういうことになると思つてございませう。

○広中和歌子君 そのために法律改正をする必要がありませうか。

○説明員(鳥居原正敏君) 先ほどの議論でございませうけれども、まずは附属書Iに条約上分類されるというものが前提だらうと思つてございませう。先生の御提案は一つの確かにアイデアだと思つてございませうけれども、それには、やはり条約上といつても国際的な議論を踏まえた上で、今すぐ各国で輸入割当制度を踏まえて制限すべし、すなわち、それは附属書Iへ分類すべしというコンセンサスが私は先決だらうと思つてございませう。それがあれば、当然のことですけれども、各国が国内法に基づきまして輸入割当で制度等々で輸入規制を強化していく、こういう段取りが国際的な手順あるいは進め方というふうな理解いたしてございませう。

○広中和歌子君 ワシントン条約というのは一つの国際的な法律でございませうけれども、それぞれの国がそれぞれの国の実情に応じてそれぞれの自主規制などを行つておられるのが現状ではなからうかと思つてございませう。日本では輸入割当を受けておられる品目の中に牛肉その他農産物がございませうけれども、絶滅の危険のある野生動物植物の輸入を規制することにどのような問題があるのかお伺ひたいと思つてございませう。

○説明員(鳥居原正敏君) 先ほど申し上げましたが、国民的なコンセンサスという意味合いは、供給者サイドさらには需要者サイドあるいはそのもろもろの関係者、本件に関しましてはいろいろな利害を持った人たちが当然国民全体としては関係しておるわけでございますので、単に規制をすれば野生動物植物の保護に資するという観点だけでやばり物事は判断できないのかと思つてございませう。そういう意味では、どこまで規制をかぶせるべきかは、野生動物植物をどの程度まで保護する段階に來ているかということに基本的に係つておられますので、その判断は一国のみではなされ得ないし、なすべ

きものではないと思つてございませうので、まずは条約上で国際的に判断をした上で、それに従つて各国が応じていくというのが最も正当な方法だらうというふうな思ひませう。

○広中和歌子君 判断は国際的にゆだねるということでもございませうけれども、ですから私は、なぜ留保品目が留保されなければならないのか、それぞれの理由をお伺ひしたわけでございます。そしてまた、自由化を主張するのであれば、例えば農産物を自由化して貿易摩擦の解消に努める、つまり、こういうことに関しては非常に日本は国際世論の非難の渦中にあるわけでございます。やはりプレッシャーがかかるまで待つというのでは、少し早目早目に対応していただいた方がよろしいのではないかと、そのように思つてございませう。規制が必要であるという、自主規制ということ、それは先進国、一等国である日本としては当然のべき道ではなからうかと私は思つてございませうけれども、環境庁長官、御意見をお伺ひたいと思つてございませう。

○国務大臣(稲村利幸君) 留保品目の削減については関係省庁において各種の対策が今講じられておるところだらうと思つてございませう。私環境庁長官として、これらの対策が推進され、留保品目が削減されることを期待をいたしておるわけでございます。

○広中和歌子君 どうぞ、よろしくお願ひいたします。

質問終わります。

○山田勇君 ちょっと順番を変えて、先ほど来同僚委員が質疑をいたしておられます野生動物植物の保護についてお尋ねします。

局長、今質疑をいろいろ聞いておられますと、返還はいろいろケース・バイ・ケースでもあるし、また輸出国が負担をすべきだということもあるし、しかし発展途上国のために、その費用は輸入したその先進国、日本であつたら日本が負担をすべきだというふうなことの御答弁もあつたが、これどうでしょうね、先ほど広中委員が言つたように密輸入業者は罰則を覚悟して輸入をして

くる。しかし、それは二重罰則云々の規定という形の中でそれ以上罰則を科すのはという温情ある御答弁のようですが、これは盗品故買のように、密輸動物とか植物とかを知って買った者、知って何かを資するために買った者というのには、輸入業者もさきながら、買った方が少なくとも費用を負担するといふふうなこと、これは、法文化ということになればまた法案自体が変わってくるんですが、何かそういう方向ということとは局長考えられませんかね。

○政府委員(古賀章介君) 先生の今お話は一つの考え方であろうと思えます。その情を知りながらと申しますか、それがワシントン条約に違反しかつ国内法にも違反するというようなものを情を知って買うという場合には、これはその譲り受けになるわけでありまして当然処罰の対象になるわけでございます。しかしながら、その流通の形態というのは転々流通するというところもあるわけでございます。AからB、BからC、CからDというふうなふうに流通をするという可能性がございます。その間に一人全く情を知らない者が入るといふようなこともあり得るわけでございます。したがって、そういうような場合に、最終的に返還の費用なり返還するまでの、例えば動物園に預けておく場合の管理の費用、えさ代を一体だれが負担するかというふうなことになるかと、最終的な負担者を特定するのはなかなか難しいという問題がございますので今度の法案の中ではこれを規定するに至りませんでしたが、今後の検討課題として私も検討させていただきますというところでございます。

○山田勇君 全く局長の言われることもよく理解するんですが、国が返還費用、今言ったえさ代の負担をするということはこれは別に悪いことないですよ。自分のところの国民が違反を科して物を持つてきて、それはそれなりに罰則を科したけれども、その動物は原産地へ返す、原産国へ返す、その費用は当然国が持ちましよう。これは決して悪いことではないんですがね。

(委員長退席、理事山東昭子君着席)
今言われたように、先日何か密輸業者がお猿さんを持つてきて三カ月も四カ月も保管をして、それは一応上野動物園に預かってもらっているという手当てをして原産国へ返したそうなんですが、その費用、輸送代、そういういろいろ費用が高つくものでありますから、そういうので返還問題についてちょっと先に質疑させてもらいました。

○政府委員(加藤陸奥君) お答え申し上げます。まず、貸付業務の關係でございますが、先生御指摘がありましたように貸付業務の実績はどうか、でも事業者の公害防止投資動向に沿って変化する

○山田勇君 次は貸付業務についてお尋ねしますが、この業務の推移はどうなっておるんでしょうか。現在大幅に減つておるとも聞いておるんですが、行革審では事業団の廃止論も出ておるんですが、この点環境庁としてはどのように認識しておられますか。

○政府委員(加藤陸奥君) お答え申し上げます。まず、貸付業務の關係でございますが、先生御指摘がありましたように貸付業務の実績はどうか、でも事業者の公害防止投資動向に沿って変化する

ものでございまして、昭和五十年あたりがピークでございまして一千億オーダーでございましたが、お話しのとおり現在はかなり減少いたしてきております。ただ、この点につきましては全体的にはそれほど存じますが、先般財投金利も引き下げられました。こんなような関係で、今後新たな事業も加えるようにいたしておるところでございます。まず、貸付業務の需要は増加に向かつていくのではないかなというふうにも思っております。ただ、かつての千何億というのとはちよつと別かと思ひますが、いざにいたしても、貸付業務というのは、公害防止対策に関する事業者への金融上の助成措置を行うということによって公害対策基本法の要請にこたえる重要な政策手段の一つでございまして、今後ともその充実に努めてまいりたいと思つておるわけでございます。

○山田勇君 結構です。どうぞ。
○政府委員(加藤陸奥君) この点につきまして、確かに新聞報道はございました。六十一年の三月のころかと存じますが、しかし、これは若干誤解がございますと存じます。といいますか、その後の推移をお答え申し上げたいと思ひますけれども、その後昨年六月のこの審議会の答申では、事業団の廃止ではなく、公害防止行政の新たな課題に対応するためその業務の見直しを行うべきことが指摘されておるわけでございます。廃止ということがございませぬ。この点につきまして、従来から産業公害防止に貢献してまいりました事業団を、公害行政の新たな課題となつてきております都市・生活型公害対策にも活用をするため、一方では現行業務の整理合理化を行うとともに、新業務の追加を行う今回の業務の見直しこそは行革の本旨に沿つた対応と考えておるわけでございます。

○山田勇君 局長今言われたとおり、廃止ではなく新規公害事業のために新規な業務内容に徹しな

さいというふうなことなんです。そこで、公害防止行政の主要課題の移行に対応すべく事業団を存続させるために事業内容に何らかの手を加えたのか、それとも、真に住民の健康保持、生活環境を守るために事業団を存続させるのか、この点についてなお納得のできる御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(加藤陸奥君) お答えいたします。まず、業務につきましては整理合理化を一方で行つておるわけでございます。他方、新しい分野に向かつて新業務を追加するという形になっております。その際に、やはり行政改革の精神にとりまして、事業団の業務が全体として、俗に言う肥大化といひますが、これは避ける必要があるわけでございます。このために、現行業務につきましても産業公害防止上優先度の高いものに重点化するという観点から整理合理化は行わせていただいております。

具体的には、いろいろございますけれども、共同公害防止施設の建設譲渡はこの際廃止させていただきますとか若干の整理合理化をつけております。他方、新規業務でございますが、まさに先生御指摘のとおり、新規業務の内容はいざいざも国民の健康の保護のみならず生活環境の維持改善に必要なものと存じます。例えば、都市大気汚染対策として大気浄化機能を有する緑地を整備するというようなものとか、あるいは国立・国定公園の利用の適正化の事業をつけ加えておるわけで、これによって自然との触れ合いのある健全な国民生活をつくり上げていきたいというねらいでございます。さらに、市街地土壌汚染等防止事業におきましては有害物質による土壌汚染を防止するための事業でございまして、これは土壌汚染に起因して人の健康への影響を防止するものとして重要なものと考へております。それから合併浄化槽に対する融資でございますが、閉鎖性水域の水質汚濁を防止していくのには、生活系の汚濁要因が大きくなつてきております状況を踏まえましよう、国民の生活環境の維持改善を図るためにはやはり重要

なものでございます。これらをつけ加えていくわけでございますから御指摘のとりの趣旨に合うものと存じます。

○山田勇君 絶滅のおそれのある野生動物植物の保護法について先ほどお尋ねをいたしました。現在までのワシントン条約絡みで関税法などの違反で摘発された件数はどのくらいになっておりますか。また、環境庁として内容、件数など詳しく把握して法案をおつくりになったと思いますが、その点いかがですか。

○政府委員(古賀章介君) 税関で直接輸出入の規制に当たっております大蔵省から聞いておりますところによれば、お尋ねの野生動物植物につきましては、輸出入差しとめ件数は昭和五十五年十一月から六十二年十二月まで二千四百六十六件でございます。年約三百件を超えるというような状況でございます。年次推移別に見ますと昭和五十六年が六十六件、以降漸次ふえておりまして、昭和六十年には六百七十一件、六十一年が七百七十七件、合わせて二千四百六十六件というような状況でございます。

○山田勇君 先ほど通産省は検査官が二人から四人になったと。そういう入管の問題もありましようし、いろんな動物を知る検査官といましようか、それを摘発する知識を持った人たちが、先ほど来同僚委員の聞いておられますとアメリカでは二百人各空港なり各税関に配属されているということですが、局長、僕は日本は大変こういうのは少ないように思うんですね。そういう意味で大変御苦労もあらうと思いますが、これで摘発体制は万全になりますか。また、違反はなくなるという言い切れぬでしょうが、件数は少なくなるでしょうか。

○政府委員(古賀章介君) 今までは一たび税関の目を逃れまして国内に入りますと全く打つ手がなかったという状況であったわけでございます。それに対して、今度国内法がございまして、規制対象になります野生動物植物は国内での流通が原則として禁止されるということでございます。

で、この法律のもたらす効果というものは極めて大きいというふうに考えるわけでございます。

具体的には、法律の十一條に立入検査の規定がございまして、本法の施行に必要な限度におきまして店舗、事業所等に立入検査ができるという規定がございまして。例えばペットショップにおきまして登録を受けずに希少野生動物植物を販売の目的で陳列している場合などに立入検査を行うということでございますが、そういうような立入検査をいたしまして違反があるというようなことが発見された場合におきましては措置命令など必要な行政上の措置を講じて違反の是正を図ることになっております。これらは環境庁の職員が行うこととございまして、さらには加えて、総務庁の管区行政監察局の調査官にも協力を得ましてこの法律の施行に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

(理事山東昭子君退席、委員長着席)

○山田勇君 長官お戻りになったので最後の質問にいたしますが、本法の施行によって今後諸外国から日本が動物植物の保護に関して非難のされないうような万全を期していただきたいと思っております。

○國務大臣(稲村利幸君) 過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動物植物の保護を図ることは、国際社会の一員として、今先生御指摘のとおり我が国の重要な責務であると思っております。本法の施行により国内における譲渡規制等を行うとともに、保護のために必要な措置を講じ、絶滅のおそれのある野生動物植物の保護の徹底に全力を挙げてまいりたいと思っております。

○山田勇君 終わります。

○渡辺四郎君 公害防止事業団法の一部改正について以下質問をさせていただきます。

まず、この提案に至るまでの経過について、先ほど山田委員の方からも御質問がありましたが、環境庁が大変な努力をなさって改正案を提案をされた上で幾つかの問題については私自身も十分理解をしておりますが、お聞かせを願いたいと思っております。

ところで。

長官の提案理由の中でも若干の御説明がありましたが、やはり事業団そのものの歴史を振り返ってみなければいけないんじゃないかと思うんです。本事業団は、昭和四十年に設立以来工場の集積地造成と建設譲渡事業並びに公害防止施設設備に対する融資業務を主たる業務として今日に至りました。お話がありましたように、融資の面ではピーク時の五十年には千三百億円に上り、一方の工場移転用地事業も五十九年度の百億円、そして昨年六十一年度は百六十五億円と、今日まで公害防止に大きな役割を果たしてきたというふうに評価できると思うんです。この間国会の方でも、第五十八国会で事業団に全額政府出資の資本を設けたり、あるいは六十四国会で環境庁が設置をされまして、分散化していた事業団の主管庁を厚生、通産の共管から環境庁の専管とする。そういう中で体制の確立もあつて、私は、名実ともに日本列島の公害防止事業団として国民と企業の期待にこたえて確実に実績を上げてきたというふうに評価しますが、長官はどのように評価をなさっておるかまず聞いておきたいと思うんです。

○國務大臣(稲村利幸君) 事業団は、これまで産業公害規制に対応した助成を行う機関として、大気や水質の環境基準の達成状況に見られるように、産業公害対策の推進に多大な貢献をしてきた、こういうふうな考えでおります。

○渡辺四郎君 長官と私の評価については大きな隔りもなく、今日までの事業団の評価については正しいというふうに思います。

次に、若干過去のことにありますが、臨時行政改革推進審議会特殊法人問題等小委員会の中間報告で、先ほど局長から山田委員の質問に対して、若干の御答弁がありました。事業団に対して、産業公害を防止するという目的は既に達成をされた。その理由として次の二つの点を実は挙げておられるわけです。その当時の新聞も私はここに持ってきておられますが、「環境庁 公害防止事業団は不可欠 行革審の廃止方針に反論」、そしてこの

の行革審の考え方というのは、「公害問題が一つの山を越え、産業公害を防止するという公防事業団の役割は終わった」とを基本としたもので、「というふうな新聞報道が実はされております。この審議会のそのように分析をした二つの理由の中の特に一つの問題について私は今からお聞きをしたいと思います」と思っています。

これは長官にぜひひとつお願いをしたいと思うんですけれども、公害防止設備投資に要する融資の減少があります。今申し上げたように中間報告では、国民の関心が高まったというのが第一点、二つ目は、企業の公害防止対策の積極的な取り組みがあつたからと。私はこの二つについては否定はいたしません。私はこの二つについては否定はいたしません。果たしてそれだけかということでも疑問にたえないわけです。

そこで、通産省の立地公害局の山崎好夫さんが「産業と環境」の四月号の中で次のように述べておられるわけです。「環境問題は次第に高度化しつつある。こうした中で、公害に対する諸規制はますます強化され、対象も拡大される傾向にある。各企業は各種の公害規制の強化に対応して、問題はこれからですが、「非収益的投資である公害防止投資の増大を余儀なくされておられ、このことは企業経営を大きく圧迫する要因となつていゝ」と山崎さんは指摘をし、同じ四月号の中で全国産業廃棄物連合会の鈴木専務理事は、産業廃棄物処理の中で、「産業廃棄物処理の市場は、本格的には」「そのときどきの経済ペースによって左右される」と前置きはしておられますが、「我が国は二重構造といわれるように、下請産業である中小企業が多い。企業法人の数は百六十万社を超えている。それらが、直接、間接を問わず、企業全体の五割の数に満たない大企業の管理下に置かれておられる。これでは、排出企業の自己処理原則が、公害対策上は存しても、経済上では存立し難い。」と。そのことの裏づけとして、「産業廃棄物処理業の許可件数が四万七千件を超えているが、その九〇%以上が、中小零細企業である」ことからもうかがえる、というように述べておられます。

今のお二方の御意見プラス今の日本の産業構造から見て、現状の融資制度特に金利の面の問題あるいは税制面での優遇措置程度では今後はより一層困難になってくるのではないかとというように私自身は分析しております。今のお二方の意見プラス円高によつてもその犠牲を受けておられるのが、私も福岡出身ですが、北九州関係の中小零細企業です。お伺いをしますとまともに円高の犠牲を受けておられるわけです。これらの要因等もあつて、公害防止の設備はしなければいけないが、しかし、とても今の企業の経営の段階ではそういうところに企業投資まで手が伸びないという、そこらで大きな原因になつて融資額が減少してきたのではないかとというふうには私は見るべきではないかと思つておられますが、長官ひとつ御意見を伺ひたいと思つておられます。

○国務大臣(稲村利幸君) 行革審の審議の過程で事業団廃止の意見が出た旨の新聞報道がなされましたが、昨年四月の同小委員会報告及び昨年六月の答申では、いずれも事業団の廃止ではなく、公害防止行政の新たな課題に対応するためその業務の見直しを行うべきであるという趣旨となつております。

また、先生御懸念の貸付業務につきましては、金融情勢等の影響もあり最近では減少しておりますが、この業務は重要な政策手段の一つであることですので今後ともその充実に努めてまいりたいと思つておられます。

○渡辺四郎君 それでは次に、公害防止事業団の事業懇談会の中間報告について、本法案改正との関連について幾つか御質問申し上げてみたいと思つておられます。

詳しくは申し上げませんが、報告書は、今長官がおつしやつたように、これから先の事業団の役割と今日までの事業団が環境庁と密接な連携をとつてきた重要性、その上に立つて同懇談会は、臨時行政調査会の答申を踏まえつつ今後の事業団の方向をおおむね次のように位置づけておられるというふうには読みました。

事業団は、環境保全の推進の観点に立ち環境行政と密接な連携をとりつつ環境問題に積極的に対応する性格を有しており、環境問題の複雑化、多様化を背景にした新たな課題に迅速かつ的確に対応することが大いに期待をされている。しかし、心配なことは環境行政は歴史が浅い。が、取り組むべき課題は山積をしており一層の行政基盤の充実が必要である。こういうふうには強調されております。そしてまた報告書は、事業団の役割を大別して次の三点に分類をしておられると思つておられます。まず第一点が環境行政上重要な課題または緊急に対策を講ずべき課題、第二点は事業の性格と特性について、そして第三点は現行制度での事業の実施と新たな分野での制度上の検討。この三本を柱として新分野事業を行うために、ここでも環境庁と密接な連携をとりつつ公害防止事業団において公的資金を活用していくことが適当と判断をしたというふうになつておられます。

お尋ねしたいのは、報告書の内容は、今後の公害防止、環境保全について、事業団は環境庁の専管とし、密接な連携のもと公的資金を活用して新分野事業に取り組むよう提起していると思つておられますが、そのとおり受けとめていいのはいかがでしょうかかお聞きしたいと思います。

○政府委員(加藤陸奥君) お答え申し上げます。ただいま先生から御紹介並びにそれに基づいてお尋ねがあつたわけでございます。お尋ねの中に公害防止事業団事業懇談会の主として中間報告を御紹介いただいたと存じますが、この懇談会の意見は先生御承知のとおりでございますが、各分野における専門の先生方が慎重に審議を重ねられた結果でございます。事業団が今後の公害防止行政上果たすべき役割を示すものとして有意義なものであるというふうには考えておられます。

詳しくお述べになりましたこの中間報告でございますが、事業団業務の今後の展開の基本的方向についてお示しいただいたものでございます。この中間報告をもとにいたしまして事業手法、他の機関との関係等についてさらに検討を加えまして

今回の法改正を行うこととしたものでございませぬ。なお、事業団事業としての必要性はございませぬが今直ちに実施すべきだというほどの熟慮にまで達していないものにつきましては、関係省庁、地方公共団体との役割分担などにも配慮しつつさらに検討を加える、これは中間報告自身でもそういう指摘もされておられて、これは今後の検討課題といたしていただいております。

○渡辺四郎君 それでは、そういう中間報告なんかに基づきながら今度の新規事業の内容等もお決めになつたと思つておられますが、新規事業の内容について若干お伺いしてみたいと思つておられます。

まず第一に、共同福利施設事業の関係について三点についてお尋ねしてみたいと思つておられますが、まず、現在までやつてまいりました公園のグリーンベルト事業は今後も環境庁、監督官庁として実施をしていくと思つておられますが、そのとおりですか。

○政府委員(加藤陸奥君) 先生御指摘のとおりでございます。

○渡辺四郎君 二つ目は、この事業の目的は大気汚染を防止する目的の緑地であると、公健法ともリンクをしておられるというふうには思つておられますが、そのとおりでしょうか。

は公健法ともリンクをしておられるんじゃないかというふうにお尋ねしたわけですが、

○政府委員(加藤陸奥君) ちよつと逆に私の方が取り違えておりました申しわけございませんが、先生ただいま御指摘の都市大気汚染対策緑地整備事業は公健法とは関係が若干ございませぬ。

詳しく申し上げますと、今回追加します、ただいま申し上げた都市大気汚染対策緑地整備事業、新三号業務と略称しておりますが、これは公害健康被害補償法の第一種地域のあり方に関する中公害の答申をも踏まえまして新規業務として追加するものでございまして、この事業につきましては改正後の公害健康被害補償予防協会から助成金を受けられることを予定しておりますのでございませぬ。

○渡辺四郎君 公健法そのものが廃案になるんじゃないかと、私は賛成はできないわけですが、公健法改正そのものについてはここでは議論を避けませんが、そういう点から見れば問題は残るわけですか。

三点目に、今までやつてまいりました公園グリーンベルト関係を含めて企業負担が三分の一ありましたね、この部分は今後どういうふうになるのでしょうか。

○政府委員(加藤陸奥君) 先ほど来御説明申し上げておりますが、いわゆる工場・事業場周辺の現行の緑地事業は従来と同じ形でございまして、事業者負担は同様に三分の一でございます。それから、今回新たに追加する方の都市公園たる緑地の方でございますが、大気汚染対策をねらつたものの方につきましては、工場周辺というわけではございませんので事業者負担はございません。

○渡辺四郎君 私は新規事業の問題まではまだ質問していませんが、今局長の方からお答えがありましたけれども、そうすれば、その新たな事業、第三号というふうには言われております大気汚染防止緑地事業の目的は大気汚染を防止すること、同じ目的であると思つておられますが、それはそのとおりとつていいわけですか。

○政府委員(加藤陸奥君) 新たに付け加える事業

は、おっしゃいますとおり大都會地における大気汚染防止をねらいといたしておるわけでございます。なお、先ほども申し上げましたが、従来からの共同福利施設の方は、大気だけではなしに産業から生ずる諸公害全体を排除するというねらいのものでございますので、その辺違いがございまして御答弁申し上げます。

○渡辺四郎君 もう余り時間がないわけですから、共同福利施設事業関係の公園グリーンベルトだつて、今さつき局長から、何も大気汚染だけではなくて産業公害から出る公害防止もこの中にあるんだというお話がありました。ですから、第三号事業というのも全く同じ目的ではないか。私が聞きたいのは、所管が建設省に移つていった。その場合の企業負担は先ほどお話がありました。が、ないということ、三分の一の企業負担はない。では、なぜ都市公園にしなければいけないのか。同じ産業公害を防止する、大気汚染を防止するという立場にありながらなぜ都市公園にしなければいけないのか。そして、建設省所管でやりますから企業負担三分の一は必要なくなつたと。そうすると、その負担は一体だれがするのかお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(加藤陸奥君) 私の方が若干誤解しておるのかも知れません。従来からやつております共同福利施設としての緑地整備につきましては、最初お答え申し上げましたとおり従来と同様に続けてまいりますということでございます。それににつきましてはもちろん従来どおり、事業主といひますか、工場、事業場の負担は三分の一相当あるわけでございます。

それから、それと全く同じではないかというふうな先生おっしゃり方をされておりますけれども、これは全く同じということではございませんで、いわば新たに追加する別の事業でございます。これに對しまして、なぜ都市公園となるのかということでございますが、むしろ、都市公園となるべき緑地を整備する事業が今回追加されるものでございます。都市公園というのは、先生御承

知のとおり建設省設置法にも明確でございますが、都市公園行政を主管する建設大臣の業務監督のもとに置くということになっておりますので、これは業務監督の主務大臣として建設大臣を加へたということでございます。

○渡辺四郎君 私お聞きをしたのは、共同福利施設事業は今後もやつていくと局長おっしゃつたし、それから、その目的も同じじゃないか、どこが大きく違うのか。ここに事業団のパンフがおりますけれども、これがグリーンベルトですね、いわゆる公園なんです。では、これを少し大きくすれば都市公園になるのか。逆に言つたら、企業の皆さんに負担をかけるために、都市公園にすれば企業の皆さんたちの三分の一の負担は要らなくなつてくる、こういうことだつて言えると思ひます。そこらの問題、これは私自身も不勉強があるかもしれませんが、今まで同じ共同福利施設事業の一環としてやつてきておつたのを都市公園としてやらなきゃいけないという理由が大きくなるのかどうか、これは後とも関連がありますので、しかし、その中で三分の一のお答えがなかつたわけですが、都市公園になつた場合はもう企業負担はなくなりますから、そうすると、その負担は自治体がかわるのかあるいは国がするのかお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(加藤陸奥君) 工場、事業場の周辺でその公害を排除するために設けられる、いわば従来からやつております緑地整備につきましては従来と変わらず続けていくものでございますので、この点御理解賜りたいと存するわけでございませう。それと別に、都市公園となるような緑地を大気汚染対策として、生活型公害が非常に重視されてきておる現在、特に大都市地域におきましては交通公害、自動車その他の問題もございまして、都市公園を積極的に整備し、かつ、先ほどもちよつとお答え申し上げましたが、樹木もそういう大気汚染に効果的な樹木をなるべく選定して植えていくというようなことも含めまして都市公園を整備していくということでございます。都市公

園はもとと事業主の負担というのに入らない公共事業でございます。したがしまして、事業主負担をさせないためにそういうものを考えるということはいささかもございせんものでございませうので、ちよつと御説明させていただきます。

○渡辺四郎君 これはどの程度離れたところに持つていくかということと変わつてくると思ひますが、あるいは今まで事業団でやつておりました公園グリーンベルトを少し規模を拡大をする、そして都市公園だというふうな設置できないこともないと思ひます。これは、予定地が建設省の方でたまたま同じ場所であつたと、そういうことになればダブルのことだつてあり得ると思ひます。そうしますと建設省が所管をするわけですが、この都市公園の建設は、

○政府委員(加藤陸奥君) 先生おっしゃるとおりでございます。事業は事業団が行うわけでございますが、都市公園といひますのはもとと自治体、市町村が最終的に設置するものでございまして、自治体の要請を受けて事業団がこれをおつて、という表現が法律的には正確でないかもしれませんが、ノーハウを活用して建設し自治体に譲渡していくというものでございます。御質問のとおり事業団が設置することについては間違ひございませんが、ただ、後で自治体、市町村に譲渡していくわけでございます。

○渡辺四郎君 次に、第四号の自然公園利用適正化事業についてお尋ねしたいと思ひますが、簡単に言ひますが、この事業は自然公園を分散をするというふうな受け取つていいんですか。

○政府委員(加藤陸奥君) 非常に一言で言ひますとそういうような趣旨になるわけでございませう。実は、ちよつと正確に申し上げさせていただきますと、自然公園といひますのはもとと既に国立公園、国定公園ということと全国に設定されておるわけでございませう。その自然公園も、国立公園が二十七カ所、国定公園は五十カ所あるわけでございます。それ以外にも県立自然公園とい

うふうなものもございませうけれども、今回行うのはその公園の中の特に利用の大きい地区、核心になる地区についてのことでございませう。例えば上高地でございますとか、これは中部山岳国立公園の中の核心部でございますが、この上高地、ほかにももちろん阿寒国立公園には阿寒湖周辺というふうな中核地帯があるわけでございませうけれども、ここへ有名ということもありまして大勢の方々が集中する。そこで生じてくる問題、水質汚濁などが典型的でございませうけれども、問題があるわけでございます。

ところが、先ほど申し上げましたように、全国には本當に自然に恵まれた環境のいい国立公園、国定公園がございませう。そういうところには実は数千カ所及び事業計画、国立公園事業としてのきちんとしたルールに基づいた事業計画が定められておりました。そういうところである程度施設を、もちろん適正な施設ですが、施設をすることによつて、特定のところにばかり集中してしまふ、その結果公害問題が生ずるということを防除しようというねらいのもとに、結論は、先生おっしゃるとおり利用の分散を図るということでございます。自然公園を新たに幾つかつていくというんじやございませう。拠点をごさつていくと利用の分散を図るということでございます。

○渡辺四郎君 なるべく簡単に、持ち時間がないものですから。自然公園は分散をしない、新たに施設をつくつていく、いわゆる利用の分散をするというだけだ。今のお答えはそうですね。そうすると、これは譲渡するようなことはないわけですね、公園の譲渡とか。どうでしょうか。

○政府委員(加藤陸奥君) おっしゃるとおりでございます。公園を譲渡するということはございませう。ただ、これも事業団が関与するためにここで法文上規定するわけでございませうので、第三者にかかりまして、あるいは第三セクターの場合もありましようし民間の場合もございませうが、それにかかりまして、持つておりますノーハ

るわけでございますから、確かにこれは追加してふえる分というふうに考えていいのではないかと思っております。つまり、総体としては伸びることを期待していただいております。

それから金利等の点でございますが、これはあとに金利だけでございますが、いわゆる助成条件と存じますが、類似の業務それから他の政府系金融機関の業務とのバランスも考慮しながら具体的な定め方をこれからしてまいりたいと思っております。これは関係省庁と十分調整をしてまいりたいと思っております。

○渡辺四郎君 もう余り時間がないからくどくど申し上げませんが、長官、今言ったような問題で、それじゃ環境庁が実施をする共同利用建物そのものを通産省と同じような格好でやったらどうか。そうすれば、いわゆる中小企業の高度化資金の二・七％の金利を用いてやれるんじゃないか、これは一般の企業の方であればそう思うと思うんです。しかし、それは関係の違ひがあるし、それから中小企業高度化資金だつて一定の条件があると思うんです。中小企業の高度化資金というのは、かなり営業そのものもい条件でありながらなおかつ二十一世紀に向けて今の産業構造から転換をしていくために企業の高度化を目指すという、いわば成長産業の部類に入る部分なんです。そうして、今まで環境庁、事業団の方でお世話をしてまいりました共同利用施設の企業というのは、やっぱり自分一社では設備そのものが大変厳しいというので共同利用施設にお入りになったと思うんですね。これは要望ですけれども、金利の面を含めて共同利用施設が大いに利用できるような方向を法律改正をやつても私はやっていただきたい、このことをぜひお願いをしておきたいと思つております。

そこで、法案そのものについて疑問があるものですか。今お尋ねしておるわけですけれども、今申し上げた内容で本法案改正の問題等検討方を強くお願いして、長官の御見解をお聞きしたいと思

うんです。

先ほども若干申し上げましたが、臨時行政調査会の答申の中心は、現行の行政の中のばらばらの指導あるいは監督権限をできるだけ一元化したい、そして行政の活性化を目指したいというのがある。土光臨調と言われた臨調の本筋だったというふうには私は受け取っているわけなんです。その中で、四十六年の環境庁の設置法案に対して国会でも附帯決議がつかまされて、環境保全行政の重要性を強調して以下次のように附帯決議で述べております。環境保全行政のより完全な一元化が可能となるよう今後さらに環境庁の機構、権限に検討を加える、その実現に格段の努力を払うべきであるとの決議をしていただいております。若干異なりませんが、二十三日の本委員会でも、知床の自然公園問題で丸谷委員の御質問に対する環境庁長官の御答弁の中でお話がありましたけれども、あの林野庁と環境庁との間の協議事項の不十分さについて丸谷委員なり山田先生の方から御指摘がありました。その中で長官は、行政に任じてはそれそれやっぱり綱張りがある、これはやっぱり政治的に、政治の場で調整をしなければいけないんだという趣旨の御答弁があったわけですね。

くどういふんですけれども、同じ公害防止あるいは環境保全という同一目的に立つた事業をやるのになぜ環境庁の専管を分散するのか、建設、通産部門に分散をしていくのか。これは新規事業の部分ですから、先ほど公園の部分とかいろいろお話がありました。それが公害防止、環境保全の立場からぜひとも必要だと環境庁がお考えになったわけですよ。そうすると、関連する建設省、通産省の部分の法律を改正してでも環境庁に一元化すべきではないかというのを考えますと、どうも今度の改正はせつかくの努力をなさつてこれらおられますけれども、若干後退したのではないかと先ほど申し上げました環境庁が設置されたときの国会の附帯決議からずつと踏まえてまいりますと、土光臨調の成果からいっても若干後退したのではないかと、そういうことを私は感ずるわけ

です。

す。

そこで、なお一層今後の公害防止と環境保全事業推進のためにもぜひ長官にお願いしたいのは、やはり今後努力をなさつて、今までなさつてきたと思つていただいても、あくまで環境庁への行政の一元化を目指して法案通過後もひとつ御検討いただきたいと思つております。長官の御見解をお聞きしたいと思つております。

○國務大臣(稲村利幸君) 環境行政は国民の健康と生活にかかわる極めて幅広い取り組みを必要とする行政であることは申し上げるまでもありませんが、今後ともこのことを深く認識し、環境庁の総合調整機能を発揮しながら環境行政を積極的に推進してまいりたいと思つております。今先生御指摘の一元化の問題、環境庁が主導的にこの調整機能を強力に進めていきたい、こういうふうな思つておられます。

○渡辺四郎君 それじゃ、直接法案とは関係はございませぬが、現在の事業団人事のあり方について、これは事業団をとりあげて言っているわけじゃないですか、マスコミの中でも天下り人事がいろいろ指摘をされております。今事業団内部は、私が見たところでは課長以上の役職員のポストが三十四あるようなんです。これは理事長含めてですよ。問題は、そのうちの二十八名の方々がいわゆる各省からの天下り人事で占められておる、そういうふうに見えます。

○國務大臣(稲村利幸君) 大変先生の御意見に私も同感いたします。大変先生の御意見に私も同感いたします。大変先生の御意見に私も同感いたします。

今、全国の自治体では家庭の雑排水による水質汚濁の問題それから産業廃棄物、特にその中でも建築資材それから廃土の不法投棄の対策が非常に問題になりました。私も福岡県の行政改革委員会委員をしていただきましたけれども、この委員会でも議論になりました。お尋ねしたいのは、自治体では今監視を夜もしながら、そして不法投棄されたその現物を点検しながらその割り出しに努力をしておりますけれども、その投棄の時間帯というのは夜半で、しかも、山奥の水源地上流なんかには不法投棄をするわけなんです。これは自治体にとつて大変困つた問題であるわけですが、厚生省として、産業廃棄物と有害化学物質の現状に対してどのように受けとめ、どのような対策を検討されているかお伺いしたいと思います。

○説明員(加藤三郎君) 産業廃棄物の問題には、産業廃棄物、一般廃棄物を含めまして私も適正な処理に一生懸命努力をし、また、自治体あるいは実地に処理に当たつていられる関係界の方々に御努力を願つていましてございませぬ。全般的にはいろいろ努力があれどちでなされていまして、今先生御指摘のように不法投棄がまことに残念ながら後を絶たないというの現状でございます。昭和六十年の産業物の不法投棄事犯を見ますと四千七百二十二件ほどございまして、産業廃棄物の不法投棄量が約二十四万トンに上つておる、そういう実態も出ております。内容的に申し上げますと、先生もちよつとお触れになりましたように建設廃材でありますとかあるいは建設木くずとか汚泥といったものがその大部分でございませぬ。

こういう状態に對しまして私も厚生省とい

しましては、都道府県政令市の環境衛生指導員による指導監督の強化、あるいは不法投棄を行った業者に対する厳正な行政処分の実施等によりまして不法投棄の防止に努めているところでございます。また、私どももいたしまして、昭和五十八年度から六十年年度まで、産業廃棄物等不法投棄等防止対策調査委員会を設けて調査を実施いたしております。そういった調査の結果を踏まえながら今後とも不法投棄の防止に努めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

なお、公害防止事業団との絡みでちよつと申し上げますと、公害防止事業団が産業廃棄物対策関係にかなり融資ないしは建設費を貸付してくださっております。私どもとしては、今後とも公害防止事業団がこの分野に果たす役割が大きいと。六十一年度の数字でいきますと、融資額の約六割近くを産業廃棄物関係の施設で占めておる、こういう状況でございます。大阪湾流域それから東京湾流域にいわゆるフェニックス計画というので廃棄物の広域処分場をつくる計画でございますが、こういったものが整備されていくにつれて不法投棄もそういった地域においては大幅に減っていくものというふうに期待をいたしております。

○渡辺四郎君 最後になりましたが、環境庁の方にぜひお願いをしておきたい。今厚生省の方からお話もありましたが、私、産業廃棄物問題で現状を申し上げましたけれども、処理場建設について、現在貸し付けだけとは言いませんけれども、貸し付け主体の業務でなくて、公害防止事業団の事業として積極的にこの事業を進めていただきたいと思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(加藤陸奥君) まず貸し付けにつきましては、おっしゃるとおり今まで産業廃棄物処理施設については貸し付けで対応をしておりましたが、この貸し付けの手法はもろろん今後とも積極的に活用してまいります。

それから、先生もおっしゃっておりますように、いろいろな用地取得の問題であるとか跡地利

用を含めた廃棄物処理施設の整備というのは今後公害防止行政上重要な課題になると考えておりますので、関係省、厚生省と協議をしながら事業団の活用方策について検討してまいりたいと思っております。

○渡辺四郎君 産業廃棄物の問題ばかり私申し上げたわけですが、これは建設省の方も、上下水道の整備問題だつて恐らく今度の景気刺激策あるいは国内需要の拡大という方針から見てもかなり力を入れてくると思えますから、そうすれば、合併浄化槽問題だつて水質汚濁問題との関連がありますからぜひそこも大きく手を広げて、公害防止事業団の仕事として積極的に私は取り組んでいただきたいことを最後にお願いをいたしまして、終わります。

○省脱タケ子君 それでは、公害防止事業団法の一部改正についてお伺いをしたいと思います。初めに、本法の改正というのはいわゆる公害健康被害補償法の改正案とリンクをした改正になっておりました。そのこと自体についても非常に許せない思いがしております。御承知のように、公健法の改正については十万人に近い公害健康被害者が命がけで反対をしておられるという、まさに無謀な指定地域全面解除を環境庁はやろうとしてきておられるわけですが、これは国会では当然廃案でございますし、その受け皿づくりを先にやるなどというようなことは許せないというのをまず冒頭に申し上げておきたいと思っております。

限られた時間ですので端的に聞いていきたいと思っております。都市の大気汚染対策として緑地の建設譲渡業務が新設をされるようでございますが、これが受け皿づくりの大事な点でございます。だから、こんなものを先に検討するということも許せないといつて言うておられるわけですが、それは別な話で、今日都市における都市空間の緑をふやすということは極めて必要なことであります。ただ、公健法の基金の一部を用いてやるというふうなことになるわけですが、仕事は、それは、聞き及ぶところによりますと五百億の利息の二十五億か

な、そのうちの五億ぐらい、そういうことなんです。ちよつと聞かせてください。さつきから話聞いているけれども、あなたの御答弁ではさつきばり私理解ができなかつた。ちよつとお伺いしたい。

○政府委員(加藤陸奥君) 具体的な最終金額はちよつと別といたしまして、大筋先生のおっしゃるとおり今回の事業団に追加して行うこととしております都市大気汚染対策緑地整備事業に對しましては、公害健康被害補償予防協会の方にいくらかの基金から助成金を受けて実施を促進していきたいということをご予定しておるわけでございます。

○省脱タケ子君 金額は、金額は具体的に、先生五億とおっしゃいましたけれども、五億になるということまでは今の時点で申し上げるわけにはいかぬと思っております。

○省脱タケ子君 五億にもならぬわけ。余計悪い。それで、財源の問題は私も承しがたいけれども、本当に緑地の建設譲渡業務をやるというのなら五億や十億というようにならぬ金ではできない仕事じゃないと思つておられます。さつきと同僚委員の質問を聞いておたら、従来の緑地事業はやりません、その上に新たに加わつた緑地の建設譲渡事業をやりませんか。それで同じことをやるんですか、さつきと大分いろいろ聞いておられたんですが、さつき聞いていてもわからぬですね、答弁が。

そこで聞きたいんですが、公害防止事業団事業懇談会の中間報告によると、都市の大気汚染対策は一番交通公害対策が大事だという点が指摘されているんですね。そういう点からいうと、道路周辺の緩衝緑地等の整備ということをわざわざ例示をされていますね。ですから、さつきからの質問と答弁聞いていてさつきわからぬのは、こういうふうな指摘をされている道路周辺の緩衝緑地の整備という仕事を公害防止事業団がやるのか、あるいはさつき御説明のように都市公園というふう

なところの仕事をするのか、どつちなのやらさつきばりわからぬですよ、聞いていて。そこをはつきり言うてください。

○政府委員(加藤陸奥君) お答え申し上げます。今回新たに始めます都市大気汚染対策緑地というのはその法律的性格が都市公園ということで、その説明を申し上げた余りに御理解を混乱させておるのではないかとありますが、緑地であることはもちろんそのとおりでございますし、それから、都市大気汚染の大きな部分が道路を走りまわす自動車とか何かの排気ガスの関係が大きいことも確かでございます。おっしゃつております緑地、これは道路からの距離その他の問題はちよつと別といたしまして、そういうところから生ずる公害、大気汚染を防止しようというものであることはおっしゃるとおりでございます。それで、従来やつておられますのは、工場の周りの緑地を緩衝緑地と言つておられますものから、混同されがちなものですからちよつと御答弁申し上げます。

○省脱タケ子君 それでもわからぬ。従来やつている緩衝緑地というのはどういふものかというの私は私も存じ上げておられます。だから、わざわざ道路周辺の緩衝緑地の整備をやるのかと、さつき聞いておられるんです。だつて、公健法の問題では、あなたようわかつていないのと違ふんかな。何でそのことを聞くかと言つたら、本法の十八条第三号ですね、「業務の範囲」というところでは、緑地事業は都市公園法に規定する都市公園に限られるという、限ると書いてあるんです。これは一体どういふことかと。公害病予防対策ということ、しかも、都市公害の中で道路、沿道の大気汚染が一番ひどいということで大問題になつていて、その予防対策をやるというなら道路、沿道の緩衝緑地をやるということに当然なるというのだけれども、本法ではさつき前のごときから、一体防止事業団ではどこの緑地対策をやるのか、一番問題になつている道路の緩衝緑地はどこがやるんや、そ

すね。それに対して政令で具体的に決めるわけですから、仮に業者がこの法律違反で摘発受けまして、まさに刑事裁判ですわな、となりますと、具体的に自分が摘発されているのは絶滅のおそれがあるものかもしれないけれども、法律で言う「過度の国際取引」によるものじゃないと。要するに法律よりも政令の方がはみ出しているんじゃないか、これは罪刑法定主義違反だ、こういう反論がほとんど出て私は裁判の面で混乱が起きやしないか。やっぱり罪刑法定主義というのは憲法上の大原則です、それから構成要件は厳格でなきゃいけませんね。そういう余地が出てくるんじゃないか。こういう指摘についてはどうですか。

○政府委員(古賀章介君) この条約自体は、過度の国際取引によりまして貴重な野生動物植物が絶滅の危機に追いやられることのないように各国が協力してそれをなくしていくことというところがございます。しかしながら、具体的に附属書IないしIIの定義のところを見ますと、附属書Iは現に絶滅のおそれのあるもの、それから附属書IIはこれから将来にわたっておそれの生ずるものというふうな書き方をしているわけがございます。私どもは、この附属書Iを中心に規定するというところでございまして、条約の趣旨というものを十分体しておるといふふうに考えております。繰り返すようになりまして、条約の前文にはそういう絶滅のおそれのある野生動物植物の保護ということ

を明文にうたっておるわけでございますから、それを受けて条約の趣旨を生かしましてこの国内法が規定され運用されるということでございますので先生御懸念の点はないものと私どもは考えております。

○近藤忠孝君 ちよつと私の質問に直接、いわばこれは法律論ですけれども、お答えになつていないようなのでまた重ねてお聞きしますが、附属書Iは絶滅のおそれが強く商業取引が禁止される種であるから国内でも商業取引が禁止される、これは当たり前のごとです。それで附属書II、これは実際に最も多く取引がされておりました、

日本で輸入される野生動物植物件数の九八%と大部分を占めております。したがって、このIIに掲げられている種は放置すれば絶滅のおそれがある種になってしまふ。ですから、国内においてもその取引は厳重に規制されなければならぬわけですね。だから、その一部なんというところじゃなくて私はもつと広げていくべきだと思います。また附属書のIIIは、締約国が捕獲や採取を禁止しておりまして取引を取り締まるために他の締約国の協力が必要とされるものでありますから、したがって、世界最大の野生動物植物の輸入国である日本政府は原産国の保護努力に対して協力すべきものであつて、日本国内においてもそれらの輸入や国内流通を規制して協力すべきだと。私は、これは既に指摘もあつたと思いますが、I、II、III全部を対象とすべきだと思つてますが、これについての御見解を改めてお聞きしたい。

それから、将来これ絶滅のおそれということだんだん広がっていくと思つてます。そうなつた場合に、先ほど申し上げたような罪刑法定主義で、国際取引の多いという条件があるために政令でそれをはみ出しやしないか、こういう争いが起きてくる余地が今後日本政府が努力をする過程の中では当然出てくるんじゃないか。当面は、今局長が言ったとおりIが中心ですからこれは心配がないんですが、私は、心配がない状況ではこれはよくないと思つてます。もつと、心配ない状況じゃなくて、法律論争がある意味ではこの法律のもとでは起きてくるような状況、そんな法律論争が起きないようにするためにこんな余計なもの

は取つてしまった方が私はすんなりいくんじゃないか、これが私の指摘なんです。いかがですか。

○政府委員(古賀章介君) 先生のおっしゃることはわかるわけでございますが、この地球上から貴重な野生動物植物が絶滅する一番大きな原因というのは過度の国際取引であるということでございます。そのようなものを抑えることによって各国協力して絶滅の危機から野生動物植物を救おうではないかというのがこの条約の趣旨だろつと思いま

す。ですから、過度の国際取引ということが何もう制限的に働くのではなくて、要するに絶滅のおそれのあるものを規制をしていく、それは、過去そうであつたもの、現在そのようなおそれのあるもの、それから将来そういうおそれのあるものというものをすべておそれというものの可能性の中に含めて考えるということでございますから、その過度の国際取引というものはあくまでも原因として考えられるものでありますから、規制の態様としては、絶滅のおそれのあるものをその中に取り込んでいくことだろつと思つてます。

それから第二点の範囲の問題であります。これは何回か御答弁いたしておりますけれども、ワシントン条約は附属書Iに掲げる動物植物につきましても、ワシントン条約は禁止をいたしておるわけでありまして、(理事関口恵造君退席、委員長着席)

それに対しては附属書II及びIIIは、一定の条件のもとではありますけれども商業取引を認めておるといふこととございますから、私どもの今御提案いたしております法案の規制対象に一たびなりますと国際流通が原則として禁止をされるということに相なりますから、したがってワシントン条約の附属書Iに掲げるものを中心としてこの法律の規制対象にすることが妥当であらうというふう

に考えるわけでありまして、しかしながら、附属書II IIIでありましても、原産国のすべてが輸出を禁止しているようなものは附属書Iに掲げるものと同視すべきものというふうに考えますのでこれは本法の規制対象にいたしたい、こういう趣旨でございます。

○近藤忠孝君 私、今後大いに行政が進んでほとんど対象規制範囲がふえていくことを望みますが、さつき言ったようにも裁判で問題になつた場合には、この過度の国際取引というのは決定的なものでないという立法趣旨、そのことをしつかりやはり買いていくべきだということ

を申し上げておきたいと思つてます。

次に、この規制の対象との関係で厚生省に質問いたしますが、実験動物として保護が必要な野生動物が輸入されるケースであります。一九八三年四月から五月にかけてチンパンジー三十頭をシエラレオネから輸入する問題がありました。これはウイルス性B型肝炎のワクチンテスト、それから非A非B型肝炎ウイルスのワクチン開発のために必要だということで肝炎研究協議会が厚生省に申請、ワシントン条約の管理当局である通産省の許可を得てシエラレオネと交渉して輸入することになった問題であります。

ところが、チンパンジーは霊長類の中でも特に保護の必要が叫ばれている種で、これはシエラレオネに二千頭前後しかいないものですね。そこから三十頭輸入するというので、I P P L、国際霊長類保護連盟がこれを知つて反対運動に立ち上がったわけですね。I P P Lは、アメリカのマスコミを通じてキャンペーンで日本製品ボイコット運動も辞さずという空気にまでなりましたが、厚生省、この経過は御存じですか。

○説明員(羽田信吾君) お尋ねのようなお話があつたやに聞いてはおります。

○近藤忠孝君 この程度ですね。

筑波の医学実験用霊長類センターの本庄重男所長はこう言つています。動物でB型肝炎の症状、下痢、発熱、黄疸を出すのはチンパンジーだけだし、生検で組織の病変を確認できるのもチンパンジーだけだと。やはりこのチンパンジーを実験用に確保する必要があることを指摘しております。保護が必要な野生のチンパンジーを輸入することが問題であるというなら人工的に飼育繁殖させようというので、筑波の霊長類センターが、国立予防衛生研究所の姉妹施設ですが、チンパンジー飼育設備がないことから毎年予算要求をしてつくつてくれ、こういうお願いをしているんですが、予算がついていないんですね。これは大体二億円ぐらいできるものだというんです。実験動物としてはやはり粒のそろつた個体が必要で、飼育繁殖させれば親子関係も判明して都合がよい。それから人工繁殖が順調に進めば野生のチンパンジ

ーを輸入しなくても済む。一石二鳥ですね。ただ幾ら要求してもなかなか予算がつかない。この本庄所長はこれでは責任持てない、こう言っておるんですが、この筑波の霊長類センターにはその後チンパンジーの飼育施設ができたのか。いかがですか。

○説明員(羽毛田信吾君) 事実関係について申し上げますと、国立予防衛生研究所、先生お話しのとおり筑波に医学実験用の霊長類センターというものがございまして。ここにおきましては、現在カニクイザルあるいはアカゲザル、ミドリザルといったようなものの繁殖育成を行っておりますけれども、チンパンジー等の類人猿の飼育繁殖は今のところは行っていないというのが事実でございます。

○近藤忠孝君 今回こういう法案も出まして国を挙げて野生動物を保護しようというときであるし、これは、医学上の必要があるのと同時に今言ったような対処方法もある、しかもそんな大した金もかからないとなると、この機会に国全体としてこの問題に取り組みたいという姿勢を示す意味でもこれは大いに検討をされてしかるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○説明員(羽毛田信吾君) 実は、筑波の国立予防研究所からはそのような予算要求が出ておられるけれどもというお話でございましたけれども、事実関係について申し上げますと、国立予防研究所内部において現在のところはいろいろ検討を行っておりますという段階でございまして、予防研究所としてそういう方向を踏み出したというところまでは現在のところ至っておりません。それから設備費等につきましても、今のところは、やるとすればもつと大きい額がかかりそうでございます。そういう前提でございまして、いざれにいたしまして、現在のところその国立予防衛生研究所自体といたしましては、現在実施をしておりますワクチン等の研究につきましてはチンパンジーを使用しておらないという、当面具体的な需要が要件自体としてはないというようにございまして

今直ちにそこに踏み切るところには至っておりません。

今後実験動物を国全体としてどうやっていくかということにつきましては、医学研究の推進支援体制としてチンパンジー等の実験動物の確保あるいは適正な供給というようなことはそれぞれ自体としては重要な課題になってくる要素はあると思っておりますが、この関係をどうするかにつきましては、果たして予研というような形の中に霊長類センターというものを設けるのがいいかどうか、あるいは今後の我が国におけるそういった実験動物の体制がどのようになつていくべきかというようなことを少し検討いたしませんと成りませんので、今のところは、関係部局で集まりましてこれらのところを協議をしておるという段階でございます。

○近藤忠孝君 これに関連してもう一点ですが、野生動物でなくて人工飼育で繁殖させたものでありまして実験動物としてどんな扱いをしてもいいというものではないと思っております。

最近ECで問題になっております。昨年十一月二十四日にブリュッセルで環境小理事会が開かれて、動物を使用する実験に対して厳しい規制を加える勧告を採択しました。まず動物実験の事前届け出、絶滅のおそれのある動物の実験使用禁止、苦痛を与えないような手段をとる、こういう勧告ですね。この担当者は、この勧告に基づいて各国政府が早急に国内法の整備をすることを希望すると言っておりますが、こういうEC決議について、直接我が国にはその効力はなないと思っておりますが、こういうことが今世界の傾向になつてきているということを受けて、厚生省はどう対処されますか。

○説明員(高橋達彦君) お尋ねのECの勧告でございますが、お話しございましたように一九八六年の十一月二十四日ECにおいて決議がなされて、その中の絶滅の危機にある動物を用いた実験

の禁止という項目でございまして、この種の動物実験は医薬品に限らずほかの場でも学術研究等で行われているわけでございまして、各省庁に共通する問題でもございまして、そういうことで、今後早急に関係省庁と連携しつつ検討してまいりたいと考えております。なお、現在医薬品の開発に使用される実験動物につきましては、四十八年の十月に制定されました動物の保護及び管理に関する法律に基づく実験動物の飼養及び保管等に関する基準を遵守するよう医薬品開発メーカーに求めるところでございまして。

○近藤忠孝君 条文に即して次の質問をいたしますが、第三条第一項は野生動物の譲渡等の原則禁止を定めていますが、これが適用されないケースとして三号の規定があります。これはかなり無限定に大きく広がつてしまわないか。輸出入に直接伴つて譲渡等が行われた場合には禁止事項の適用除外になる。後はもう登録制度に乗せるだけで自由に譲渡、展示と。これはしり抜けになりやしないかという心配がありますが、この点どうですか。

○政府委員(古賀兼介君) この趣旨は輸出入を除くということでございます。輸出入を除く理由というのは、先ほど来いろいろ申し述べておりますように外国為替及び外国貿易管理法及び関税法により行われておるところでございまして、それと二重規制を避けるために輸出入を本法の対象から除いた、こういうことでございます。

そこで、この表現でありますけれども「希少野生動物の輸出入は輸出入に直接伴つて譲渡し、若しくは譲り受け、云々、こういうことが規定されておりますが、「直接伴つて」という極めて限定的に書いてあるわけでありまして、例えば商社が外国から野生動物を輸入をする、それを動物園に譲り渡すという場合には、これは輸入の許可はその商社がとるわけでありすけれども、その商社からその動物園に法的には所有権が移転するということになりますので、そういう「直接伴つて」云々というこの規定がなければ

ともに許可対象になるわけでございます。しかしながら、実際に外国から野生動物が入つてまいりますのは直接動物園に行くわけでありまして、その間に輸入許可をとる商社というのはただ形式的な経由ということでございますから、そういうものにつきましては、輸出入に直接伴つて譲り渡しをするというものでありますから実態的にはそういうものを外してもこれは別に支障はないという考え方でございまして。

○近藤忠孝君 外為法や関税法などできつちりできるといふんですが、これは先ほど来議論があつたところですね。私はこの点について意見だけ申しておきます。

外為法や関税法はワシントン条約の求めるところとは立法趣旨が違ふと思つております。あくまでも日本の貿易政策の問題あるいは関税の問題、そういった立場からのチェックなんです。ですから、やはりワシントン条約をしっかりと受けたこの法律によつて輸入のところできちつと規制をしておかないと私は十分な対処ができないと思つております。この後、時間の関係で、たくさん問題あるけれども没取の問題とそれから返還の問題に絞つてやりますが、この重要な二つの問題について、この法律によつて輸入のところでチェックしてない、国内での売買のチェックだけですからね、そういうことで没取や返還問題で極めて不明確な問題になつておるといふことだけ申し上げておきたいと思つております。あくまでもワシントン条約の趣旨を踏まえるならば、この法律できつちりと輸入の段階で規制すべきだということを申し上げて、次に入ります。

一つは返還の問題です。例えばキングコライオンタマリンのブラジル返還のケースを一つとりましても、没取して返還規定は極めて大事な問題

です。ワシントン条約第八条では「締約国のとる措置」として、処罰の問題と「違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送に関する規定を設けること」となっている。ところが、設けてないんですね。これはなぜなのか。

○政府委員(古賀章介君) 「違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送に関する規定を設けること。これは「又は」でございますから、どちらかを選び得るわけでございます。我が国は、ワシントン条約に加入いたしました際にこの「違反に係る標本の没収」ということでいわゆる水際規制の道を選んだわけでございます。それで、関税法の中には没収の規定があるわけでございまして、この条約の求めておる要件というものはこの国内法がなくとも関税法の没収の規定で満たしておるということでございます。

○近藤忠孝君 返還の問題はどうですか。
○政府委員(古賀章介君) 返還につきましては、これは返還それ自体を義務づけられてはおりませんし、また、返還の規定を国内法で規定することもある条約上は義務づけられておりません。これも何回か御答弁いたしましたように、ワシントン条約で禁止されている野生動物の没収などをいたしました場合に、すべての場合に原産国に返還することが今申し上げましたように義務づけられていないということ、それから、一たび人工飼育化に入つたものにつきましては慎重な取り扱いが必要であるということ、返還の規定がなくとも必要に応じて返還ができるということなどの理由から個々具体的なケースに応じて判断するのが適当であるという考え方に立っております。しかしながら、本法の第十三条では、希少野生動物が本法に違反して譲渡が行われ、没収等により国庫に帰属した場合には、関係行政機関の長はその保護のために適切な措置を講じなければならないという規定がございます。この措置により適切な収容、飼養施設への収容でありますとか、必要に応じて輸出国または原産国への返還も行い得るものがございますから、この第十三条の規定によつて返還で

きるということでございます。
○近藤忠孝君 確かに条約には返還のほかに輸入国の保護センターに送つてもよいと、こういう規定があることは事実です。しかし根本的な問題として、やはり野生動物は生まれたところに返す、向こうでどう扱うかはまた次の問題でなければ、やはり日本は設備がよいとおっしゃるけれども、やはり日本は設備がよいとおっしゃるけれども、やせいやつぱり日本なんです、生まれたところじゃないわけですよ。生まれたところへ戻せばその種の保存が一番確実な方法で守られる。私は、これは条文中の問題よりも野生動物にどういう態度で臨むかという基本的な姿勢の問題だろうと思っております。だから現地への返還が原則であるべきです。

それについては費用の問題がありますね。特に開発途上国が多いですからね、輸出に費用負担させたらばとてもそれは大変なことになるといふんです。それも国際会議で議論になって、日本代表は何か業者が負担させるのは気の毒だと言つたようですが、それでまた批判が起きています。けれども、やはり業者にもきちり責任を負わなければならないという規定をしっかりと設けることによつて生まれたところへ返すという一番の原則を貫く態度が必要ではないかと思つて、この点いかがですか。

○政府委員(古賀章介君) 原産国から他の国に輸出をされまして輸出先におきまして没収される。管理当局によつて没収された場合に、その原産国に戻すことが野生動物にとつてよい状態なのかどうかということ、必ずしもよいとは言えないのではないかという意見がございます。と申しますのは、原産国に戻すということがすべてよろしいのかということになるわけでありまして、それをすべて野生に戻す、例えばジャングルにすぐ戻すということになりますと、一たび人工飼育のかかるといふことになりまして、一たび人工飼育のもとで飼われてしまつたような野生動物でありましてジャングルに戻す場合には適応ができない

ということになりますから、そのためのいろいろな野生に戻る場合のトレーニングと言いますか、リハビリと申しますか、そういうような措置が必要であるというふうな専門家は言つております。そのような施設を受け入れ国すなわち輸出国で完備しておるかどうかということになりますと、発展途上国が多いわけでございますから必ずしもそうはいかないという状況にあります。これはやはりケース・バイ・ケースによつて、また、相手国の要請があるかどうかというような問題も含めまして個々のケースに応じて慎重に検討をし、判断すべきものであるというふうな考えでおります。

○委員長(曾根田郁夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。
ただいま原武兵衛君並びに森下泰君が委員を辞任され、その補欠として守住有信君並びに福田幸弘君がそれぞれ選任されました。

○近藤忠孝君 今の局長の答弁は、私は日本の思ひ上がった考えだと思つておられます。しよせん、日本に置いたんではその動物があと寿命をせいぜい保つただけですよ。せいぜい生きるだけで済む。やっぱり種としての保存、種としての今後の育成を考えれば、現地がどういう状況か、それはいろいろ条件はあると思つておられますが、しかし、まず生まれたところへ戻すというものが一番自然に合致した態度だと、こう思つておられます。時間の関係でその程度にしておきますが、没収の点につきましても、今多くの扱いは押収してありますから、後は任意に所有権を放棄させてそして次の扱いをして、おる扱いがほとんどだと思つておられます。そして、この没収についてはいわば裁判の手續を経るということになります、結局ね。そうすると、本當にこれで事態にマッチした対応ができるかどうか

をしっかりと設けること、これが私は本當に悪質な者をしつかり規制をし、また後の処置もしつかりやつていくために必要だと思つておられます。要するに没収というのは刑罰ですから、普通の裁判手続を踏んだ上で判決で確定しませんが、没収で済ませんよ。これは本當におくられてしまふのです。だから、行政措置としての没収の道を探るべきじゃないのか、その道を検討しそういう措置をとるべきじゃないか。いかがですか。

○政府委員(古賀章介君) 本法では、刑法十九条の規定によりまして主刑に合せて犯罪にかかわるものを没収するという旨の判決が得られた場合に没収することになるわけでございまして、それはもう先生の御指摘のとおりでございます。しかしながら、行政処分としての没収ということについては私も検討したんでありますけれども、これは、裁判によらず行政主体が私人の財産を無償で剝奪するということになるわけでございまして、憲法の定める財産権の保障とのかわり合いもございまして難しい問題ではないか。我が国の法体系では、未成年者飲酒禁止法でありますとか未成年者喫煙禁止法などの戦前のわずかな立法例しかないわけでございまして、行政主体による没収というのは今の時代としてはいかがなものかというふうな考えでおります。

○近藤忠孝君 政府の方から憲法の講義を受けるということ余りないことでありまして、結構なんです。まあ大変結構だと思つておられます。結構なんです。これは、少年法二十四条の二、それから刑訴の保証金を裁判やらずに取れる、民訴の保証金もそうです。それから独禁法六十三条にも供託物の没収があるんであります。ただ大事なのは、今局長言つたとおり憲法上の問題として行政庁の判断で取つちやつぱりいかぬと思つておられます。

私の提案は、この没収をする場合に裁判所の判断に係るが、その本体の裁判が確定し刑として没収の判決があるまで待つんじやなくて、これは決定段階でね、要するに口頭弁論なんか経ない

で決定できる措置として裁判所へ申請をし裁判官の判断で没取していかどうか、これでしたら可能な道が、現にほかにも制度あるんですから、そういう憲法上の配慮もすれば私の提案大変にいい提案だと思えます。それも性格的には行政措置としての没取だけれども、その判断を裁判所に係らせるということになりますし緊急な対応も十分できるんじゃないかと思うんですが、どうですか。大変いい考えじゃないでしょうか。

○政府委員(古賀重介君) 勉強させていただきます。

○近藤忠孝君 そういう法案が出てくればもう手を挙げて賛成しますので、ぜひ検討してもらいたいと思います。

あと残った時間に陳列の問題について質問します。

売買取引が原則禁止の種、これが要するに陳列の対象になりますが、これだけじゃ不十分じゃないかという問題です。要するに、大体密輸、密売をしようとする者はそんなものに飾りませんよね。倉庫かどこかに置いておいてそこへひそかにお客さんを連れて行って、そこで閲覧させ取引をする。こんなものは今回の法律では規制対象にならないのではないかと。そういう意味では、売買取引だけじゃなくて陳列も禁止事項をもっと広げるべきではないか。それから、販売目的のものだけに限定するのは狭いんじゃないか。例えば貸し出しのための展示もありますね。それから、販売、営利を目的とする貸し出しなどの目的のために所持すること、それも禁止しないといけないのではないかと。それから、それらという点であります。

それからもう一つは立入検査権、これは販売目的で陳列している者に限定しているのはやっぱりぐあい悪いわけで、今の点からも販売、賃貸しその他営利目的、また営業のために所持している者などに対して立入検査が行われるべきじゃないか。

以上、まとめてお答えいただいて、質問を終わります。

○政府委員(古賀重介君) 本法は絶滅のおそれのある野生動物の保護を図りますために国内取引を規制しようとするものでございまして、第四条は、違法な販売に通常随伴して一般的に行われる行為、すなわち販売目的の陳列というものを禁止することにございまして違法販売の禁止の効果も上げようとするものでございまして、今先生の御指摘のようなケースというものがあろうかと思えますけれども、やはり問題は、違法販売の禁止を効果あらしめるようにするためにそれに随伴して行われる販売目的の陳列を禁止するというところでございまして。

それから立入検査につきましては、やはり立入検査の相手方というものを幅広くとるといような考え方もあると思えますけれども、これはやはりいろいろ権利の制限にかかわる問題でございまして、許可を受けた者それから販売目的で陳列をしている者というものに限定はしておるわけでございまして。それについての御意見があるかと思えますけれども、この立入検査というものが実際に運用されるのはこういうところに行われるわけでございまして、法の運用を通じまして十分効果が上がるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 終わります。

○委員長(曾根田郁夫君) 以上をもちまして、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(曾根田郁夫君) 御異議ないと認めます。これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○奮脱タケ子君 公害防止事業団法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

発足後二十年以上を経た公害防止事業団の業務

については、今日の公害の多様化など新たな情勢に対応できるよう見直しを行い、事業分野の拡大を図る必要があることは言うまでもありません。しかし、今回の改正は、政府と財界が推し進める公害健康被害補償法改悪に代表されるところの公害対策縮小路線の一環であり、断じて容認できないものであります。

反対理由の第一は、本法案が公害健康被害補償法の改悪を前提として、その受け皿事業である都市緑化造成事業を含んでいることとあります。しかも、その事業内容は大気汚染防止の観点からも極めて不十分なものであります。

第二は、自然公園利用適正化事業によって環境庁がこれまで開発を規制されてきた国立公園や国定公園の開発に乗り出すことになり、自然破壊を招く危険が濃厚であるという点であります。

第三は、中小零細企業からの要望もあり実績も伸びてきている工場移転用地造成事業を縮小、廃止するなど、国民の求めている分野からの撤退を進め、事業団自体の縮小、廃止につながりかねないという点であります。

第四は、集団設置建物事業での通産省との共管や緑地造成での建設省との共管などで主務官庁が現行の環境庁一庁から三省庁になるなど、国会決議でも求めた環境行政の一元化に逆行するものであるという点です。

以上のとおり、本法案は、今日急速に進められている環境行政の後退に一段と拍車をかけるものであり、断固反対であることを申し述べ、反対の討論を終わります。

○委員長(曾根田郁夫君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(曾根田郁夫君) 御異議ないと認めます。これより順次両案の採決を行います。

まず、公害防止事業団法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(曾根田郁夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

丸谷君から発言を求められておりますので、これを許します。丸谷金保君。

○丸谷金保君 私は、ただいま可決されました公害防止事業団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、環境問題がますます複雑・多様化している現状に対処するため、環境保全施策を総合的に推進するとともに、特に産業廃棄物その他の廃棄物問題の重要性にかんがみ、公害防止事業団の活用を含め、処理体制の整備を積極的に推進すること。

二、環境保全対策の重要性にかんがみ、国の唯一の専門的助成機関としての公害防止事業団が実効ある対応をし得るよう、その助成条件についてできるかぎりの配慮をすること。

三、公害防止事業団の臨時業務とされる工場移転用地造成事業については、実需に対処し得るよう事業枠の確保を図ること。

四、本法の改正に伴い、公害防止事業団に対する監督手続きのいたずらな繁雑化を避け、その経営の自主性を尊重し、組織の活性化を図るとともに、職員の雇用不安や労働条件の悪化をもたらさないよう配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(曾根田郁夫君) ただいま丸谷君から提

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(曾根田都夫君) 全会一致と認めます。よつて、丸谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。次に、絶滅のおそれのある野生動物の保護の規制等に関する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(曾根田都夫君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

山東君から発言を求められておりますので、これを許します。山東昭子君。

○山東昭子君 私は、ただいま可決されました絶滅のおそれのある野生動物の保護の規制等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

絶滅のおそれのある野生動物の保護の規制等に関する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、規制の対象となる「希少野生動物」の種は、ワシントン条約附属書Iに掲げる種に限定することなく、適切な評価を行うことにより同条約の効果的実施に資するよう、その範囲を定めること。
- 二、ワシントン条約に対する我が国の留保品目の数を削減するよう努めること。
- 三、絶滅のおそれのある野生動物の保護施策を科学的、総合的に推進するため、海外の関係機関とも連携して調査研究の充実を図るとともに、保護体制の強化に努めること。

昭和六十二年六月十一日印刷

四、野生動物の保護のため、原産国との協力を含め、その生息環境の保全を図り、必要な保護増殖対策を推進すること。また、野生動物の保護の重要性について、積極的に普及啓発を図ること。

五、不正に輸入された生きた「希少野生動物」について、原状回復を含めた適切な保護を行うとともに、その費用負担のあり方について検討すること。

六、関係省庁の連携を一層緊密にし、既存の関係法についても運用の強化に努め、ワシントン条約のより適切な実施を図ること。

以上でございます。

○委員長(曾根田都夫君) ただいま山東君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(曾根田都夫君) 全会一致と認めます。よつて、山東君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの両決議に対し、稲村環境庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。稲村環境庁長官。

○国務大臣(稲村利幸君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。ありがとうございます。

○委員長(曾根田都夫君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(曾根田都夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(曾根田都夫君) 次に、請願の審査を行います。

第二五七号公書指定地域の全面解除反対、公

害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願外二十三件を議題といたします。これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、保留とすることに意見が一致いたしました。以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

昭和六十二年六月十二日発行

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、公害指定地域の解除反対等に関する請願

(第七五〇号)

第七五〇号 昭和六十二年五月二十日受理

公害指定地域の解除反対等に関する請願(三通)

請願者 大阪府八尾市東久宝寺二ノ一ノ

八 西野和彦 外六百八十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五四六九号と同じである。

○委員長(曾根田都夫君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

公書及び環境保全対策樹立に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(曾根田都夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(曾根田都夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(曾根田都夫君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(曾根田都夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

参議院事務局

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局